

**児童虐待事案への対応における警察と児童相談所・市町村の
連携等に関する調査研究
—報告書—**

株式会社 野村総合研究所

令和2(2020)年3月

目次

第1章 はじめに	2
1. 背景・目的.....	3
2. 調査手法	4
第2章 アンケート調査票の検討	6
1. 論点の設定	7
2. アンケート票の作成	11
第3章 調査票案作成に係る議論.....	21
1. 検討委員会.....	22
2. 調査票に対する検討委員会での議論経緯.....	23
3. 次年度以降に継続して議論を要する事項	45
参考資料① アンケート調査票案	49
1. 知事部局向け調査票.....	50
2. 市町村向け調査票.....	53
3. 児童相談所向け調査票	62
4. 警察本部向け調査票.....	73

第1章

はじめに

1. 背景・目的

1-1 本調査研究の背景

全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は年々増加しており、平成30年度（速報値）は159,838件となり、過去最多を記録した。

そのうち、警察から通告等を受けたものは、79,138件と半数を占めているほか、警察における児童虐待に係る検挙件数も増加しているなど、児童虐待の早期発見、早期対応等の観点から、児童相談所及び市町村の虐待対応部署と警察との連携を図っていくことが重要となっている。

さらに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、緊急に実施すべき重点対策の一つとして、児童相談所と警察の情報共有の強化が盛り込まれ、情報共有の在り方については、各地方自治体における実態の把握・検証を行い、見直しを行うとされ、また、警察OB等の児童相談所への配置や児童相談所と警察の合同研修等を通じて児童相談所と警察との連携強化を図ることが示された。

1-2 本調査研究の目的

市町村・児童相談所及び都道府県警察の連携状況について、実態を把握し、適切な連携の在り方、連携強化方策について検討を進めるべく、関係機関へのアンケート調査、ヒアリング調査により、児童虐待相談対応における業務や連携の実態やそれに伴う課題等を整理する。

2. 調査手法

2-1 調査手法

本調査研究では、調査研究期間内において、厚生労働省、警察庁、検討委員との間で調査票内容について調整を要する項目が存在したため調査票の検討に相当な時間を要した。結果として、座長をはじめすべての委員より「年度内での短期間のアンケート調査の実施及び分析は適切ではない」という発議があったことを受け、検討委員会及び厚生労働省内での検討により、今年度中のアンケート調査実施の見送りを採択した。

(1) 調査票の作成

前年度の調査結果を踏まえ、より具体的な連携実態を定量化するための調査項目案を仮説として作成した。調査項目案を基に検討委員会委員から意見を頂き、初期案を作成した。

検討委員会では初期案をもとに、再度意見を頂き、調査票の修正を行った。

(2) 検討委員会の開催

検討委員会は下記の日時で、それぞれの課題を提示して調査票を完成するための討議を行った。別冊の好取組事例集とは切り離す形で検討を進めた旨を先にお断りしておく。

<開催日程および論点>

回数	日程	議題
第1回	令和元年8月	アンケート調査票（案）について 警察との連携に係る好取組事例のヒアリング先について 適切な実査時期について
第2回	令和元年9月10日	第1回検討委員会でのご意見に基づく修正の基本方針と調査項目案に対する討議
状況報告会	令和2年1月6日	第2回検討会実施後の調査票改修案の内容報告及び修正方針に対する意見交換
第3回	令和2年2月3日	調査票の改修方針について
第4回	令和2年3月3日	調査票の改修方針について
第5回	令和2年3月11日	調査票の最終確認について 調査実施時の留意事項について

**児童虐待事案への対応における警察と児童相談所・市町村の
連携等に関する検討委員会 委員名簿**

※敬称略（五十音順）

座長

宮島 清 日本社会事業大学専門職大学院 教授

委員

川松 亮 明星大学人文学部 教授

久保 健二 福岡市子ども総合相談センター 緊急支援課長

鈴木 秀洋 日本大学危機管理学部 准教授

浜田 真樹 浜田・木村法律事務所 弁護士

増井 敦 京都産業大学法学部 准教授

オブザーバー

厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課
虐待防止対策推進室

警察庁 生活安全局 少年課

第2章

アンケート調査票の検討

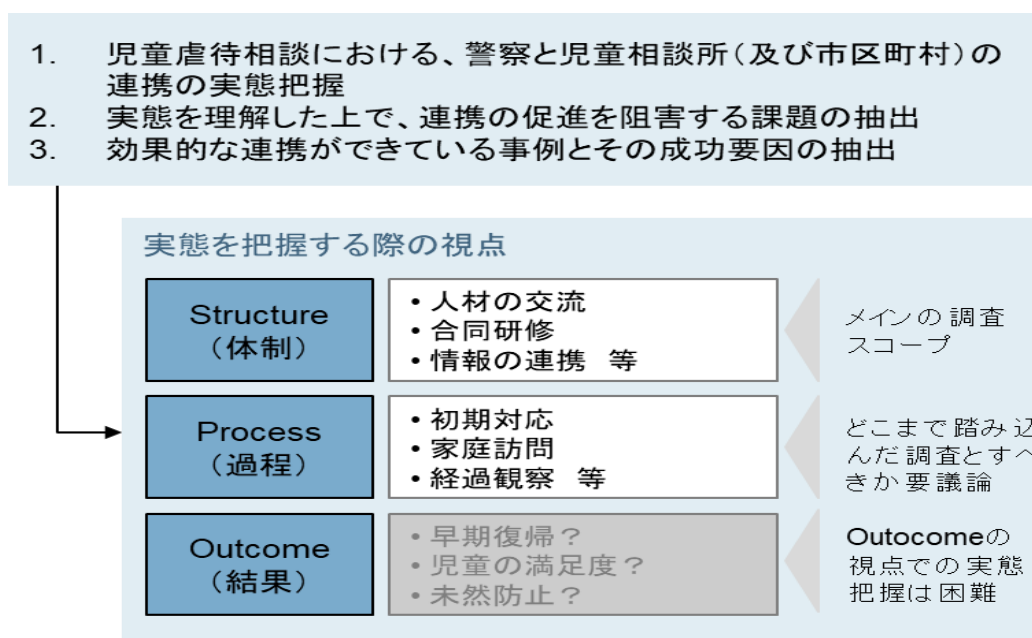
1. 論点の設定

1-1 本調査の研究課題からみたアプローチ

市町村・児童相談所及び都道府県警察の適切な連携の在り方、連携強化方策について検討を行うために、まずは連携の実態を可能な限り定量的に把握することが重要と考えた。

実態を把握するに当たり、下記に示すようにドナベディアンモデルを活用して連携の評価が可能となるような調査構造を設定した。本来、ドナベディアンモデルは医療の質など保健福祉分野の取組を評価する際に活用されるが、本調査研究で明らかにすべき警察と関係機関の情報連携について調査をするに当たって、効果的な調査視点と考えた。

図表 1 本調査のスコープと実態把握のための着眼点



実態把握のための視点を基に、より詳細な調査項目案を設定した。初期段階の調査項目案については次図を参照されたい。

本調査研究では、調査票の作成にあたり、下記に示すフローに沿った設問設計を試みた。ただし、連携の成果としてのOutcomeについては、現時点で定義が難しいことから、連携の質を評価することに重点をおくこととし、StructureとProcessに注目した調査票の作成を試みた。

図表 2 初期段階での調査項目案

	調査の視点	調査項目案	
Structure	人事交流	・ 人材派遣の有無、警察OBの採用有無、警察OBの活用の利点 等	
	合同研修	・ 研修の内容(〇〇のロールプレイ等)、開催頻度、満足度、等	
	権限(役割)	・ 役割分担の取り決め・根拠規定の有無、通告時のアセスメントシートの活用状況、警察の権限の範囲(通告先の決定、保護の要否判断)、連携ガイドライン・マニュアル等	
Process	情報	虐待履歴	・ 共有件数、共有基準、共有内容、共有方法、照会方法、フィードバック等
		通告時情報共有	・ 児童相談所からの共有基準、通告時の確認事項(重症度、一時保護の要否、保護者の様子等) 等
	安否確認	・ 共同での安否確認実施、確認後の情報共有、平日・休日・夜間等による対応 等	
	一時保護	・ 児童保護の主体、保護の委託 等	
	調査・援助方針決定	・ 援助内容の決定における警察の関与、在宅援助における警察の関わり方 等	
	経過観察	・ 経過報告の頻度・基準・内容、警察の訪問・聞き取りの有無、家庭復帰情報の共有 等	
	Outcome		

1-2 アンケート調査・ヒアリング調査の概要

本調査研究においては、虐待事案発生時の関係機関の連携状況を詳細に把握するためのアンケート調査票の作成、及びヒアリング調査を実施した。

具体的には、次項に掲げた要領で実施した。アンケート調査及びヒアリング調査の概要は下記を参照されたい。

■ 調査対象（関係機関への悉皆調査とする）

- 都道府県知事部局
- 市町村児童福祉主管部署
- 児童相談所
- 都道府県警察本部

■ 調査内容

- 関係機関の体制、事案件数等
- 関係機関の間での取り決めや役割分担の実態の定量化
- 連携の際の課題や他機関に対する要望等
- 具体的なケースを取り上げたケース調査

■ 調査方法等（想定）

- 最大30問程度
- 厚生労働省より都道府県にメール配信、都道府県より市町村、児童相談所へ配信
- 警察庁より都道府県警察へメール配信

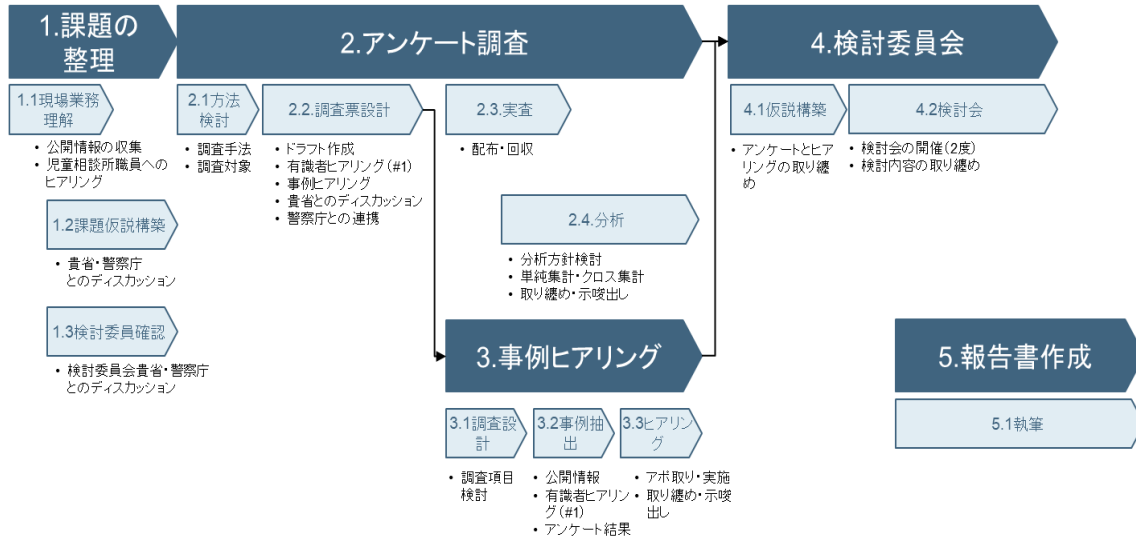
■ ヒアリング調査

- アンケート調査票の内容、選択肢の充足度、回答のしやすさなどをヒアリングで検証する

1-3 アンケート調査の実施方法と実施時期の見直し

アンケートの実施にあたっては、当初下記のフローで行うことを想定していた。

図表 3 調査全体のタスクフロー

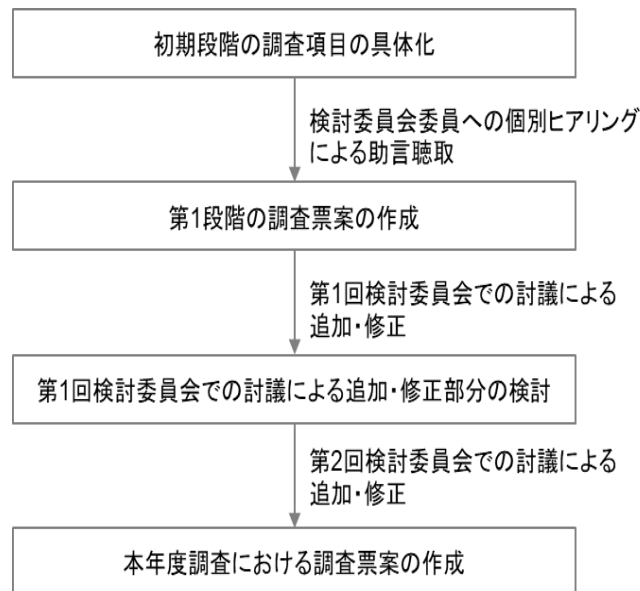


2. アンケート票の作成

2-1 調査票作成の手順

本調査は、平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童虐待事案への対応における警察と児童相談所・市町村の連携等に関する調査研究」事業での調査成果を基に検討を再開したものである。検討委員会の各委員および厚生労働省、警察庁と協議しつつ、調査票案を作成した。各方面からのコメントを集約して調査票の設計への反映を試みたが、調査票に関し意見が一致しない項目などが多々見受けられた。そのため、詳細な検討を要する設問については、座長を中心とした個別検討を行ったうえで、検討委員会において諮問する形を採った。具体的な作成手順については、下図を参照されたい。

図表4 調査全体のタスクフロー



2-2 第1段階の調査票案の作成

今年度調査においては、先述した通り、昨年度調査結果を基に検討を試みた。

本節では、検討開始時点で取り扱った知事部局票、市町村票、児童相談所票、警察本部票の各調査票の具体的な設問構成を下記に示す。

図表5 調査票の全体像(昨年度末時点)

(1) 知事部局向け

目的	把握すべきこと	対応する設問群
児童虐待相談対応における業務や連携の実態の把握 それに伴う課題等を整理	基本情報	Q1: 都道府県名 Q2: 人口(平成30年3月末)
	人材交流の状況	Q3: 児童相談所への現職警察官の配置状況
		Q4: (配置の場合) 配置人数の増減意向
		Q5: (配置していない場合) 配置意向
		Q6: 児童相談所への警察OBの配置状況
		Q7: (配置の場合) 配置人数の増減意向
		Q8: (配置していない場合) 配置意向
	研修体制	Q9: 警察への専門職(児童福祉司・児童心理司等)の配置状況
		Q10: (配置の場合) 配置人数の増減
		Q11: (配置していない場合) 配置意向
	情報連携の実態	Q12: 都道府県において専門職(児童福祉司・児童心理司等)と警察官が合同で参加する研修・セミナー・勉強会の頻度
		取り決め
Q13: 県警と自治体との情報連携協定の締結状況		
Q14: 警察から児童相談所へ児童虐待通告を行う場合の警察本部担当課と警察署の事前協議の実施状況		
Q15: 都道府県は児童相談所に通告があった児童虐待相談について児童相談所から警察へ情報共有するための取り決め・ルールを作成しているか		
共有基準		
Q16: (作成している場合) 情報共有範囲(全件または基準による選別)		
Q17: (選別の場合) 情報共有判断基準		
Q18: (選別の場合) 全件共有の導入意向		
Q19: (全件共有導入の意向がない場合) その理由		
全件共有の意向		
共有方法・運用実態		
Q20: 児童相談所・市区町村から警察に対して情報共有する際の情報項目		
Q21: 児童相談所・市区町村から警察に対して情報共有するタイミング		
Q22: 児童相談所・市区町村から警察に対して情報共有する際の情報共有手段		
Q23: 都道府県におけるシステム等の効率化施策の導入予定		

※図は昨年度末時点のもの

(2) 児童相談所向け

目的	把握すべきこと	対応する設問群										
児童虐待相談対応における業務や連携の実態の把握 それに伴う課題等を整理	基本情報	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #4f81bd; color: white;">自治体</td> <td>Q1: 都道府県名、Q2: 機関名(○×児童相談所)、Q3: 人口(平成30年3月末)</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #4f81bd; color: white;">機関</td> <td>Q4: 運営開始年、Q5: 職員数、専門職数</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #4f81bd; color: white;">対応状況</td> <td>Q6: 虐待相談対応件数、虐待種別内訳(虐待種別うち警察からの通告)、性別、年代、通告対応のタイミング、一時保護の実施状況 Q7: 警察からの通告対応の情報連携実態(警察官業務対面協議の割合)</td> </tr> </table>	自治体	Q1: 都道府県名、Q2: 機関名(○×児童相談所)、Q3: 人口(平成30年3月末)	機関	Q4: 運営開始年、Q5: 職員数、専門職数	対応状況	Q6: 虐待相談対応件数、虐待種別内訳(虐待種別うち警察からの通告)、性別、年代、通告対応のタイミング、一時保護の実施状況 Q7: 警察からの通告対応の情報連携実態(警察官業務対面協議の割合)				
	自治体	Q1: 都道府県名、Q2: 機関名(○×児童相談所)、Q3: 人口(平成30年3月末)										
	機関	Q4: 運営開始年、Q5: 職員数、専門職数										
	対応状況	Q6: 虐待相談対応件数、虐待種別内訳(虐待種別うち警察からの通告)、性別、年代、通告対応のタイミング、一時保護の実施状況 Q7: 警察からの通告対応の情報連携実態(警察官業務対面協議の割合)										
	人事交流の状況	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">Q8: 児童相談所への現職警察官の配置状況</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9e1f2;">(配置の場合)</td> <td>Q9: 人数、Q10: 警察官の職歴、Q11: 警察官の階級別人数、Q12: 警察官の専任・併任状況、Q13: 警察官の職層、Q14: 警察官の担当業務、Q15: 配置人数の増減意向</td> </tr> <tr> <td colspan="2">Q17: 児童相談所への警察OBの配置状況</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9e1f2;">(配置の場合)</td> <td>Q18: 警察OBの職層、Q19: 警察OBの担当業務、Q20: 配置人数の増減意向</td> </tr> <tr> <td colspan="2">Q21: 配置意向</td> </tr> </table>	Q8: 児童相談所への現職警察官の配置状況		(配置の場合)	Q9: 人数、Q10: 警察官の職歴、Q11: 警察官の階級別人数、Q12: 警察官の専任・併任状況、Q13: 警察官の職層、Q14: 警察官の担当業務、Q15: 配置人数の増減意向	Q17: 児童相談所への警察OBの配置状況		(配置の場合)	Q18: 警察OBの職層、Q19: 警察OBの担当業務、Q20: 配置人数の増減意向	Q21: 配置意向	
	Q8: 児童相談所への現職警察官の配置状況											
(配置の場合)	Q9: 人数、Q10: 警察官の職歴、Q11: 警察官の階級別人数、Q12: 警察官の専任・併任状況、Q13: 警察官の職層、Q14: 警察官の担当業務、Q15: 配置人数の増減意向											
Q17: 児童相談所への警察OBの配置状況												
(配置の場合)	Q18: 警察OBの職層、Q19: 警察OBの担当業務、Q20: 配置人数の増減意向											
Q21: 配置意向												
研修体制	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">Q22: 都道府県(本庁)において専門職(児童福祉司・児童心理司等)と警察官が合同で実施する研修・セミナー・勉強会の頻度</td> </tr> <tr> <td colspan="2">Q23: 児童相談所独自に警察・警察署と合同で実施する研修等の頻度</td> </tr> </table>	Q22: 都道府県(本庁)において専門職(児童福祉司・児童心理司等)と警察官が合同で実施する研修・セミナー・勉強会の頻度		Q23: 児童相談所独自に警察・警察署と合同で実施する研修等の頻度								
Q22: 都道府県(本庁)において専門職(児童福祉司・児童心理司等)と警察官が合同で実施する研修・セミナー・勉強会の頻度												
Q23: 児童相談所独自に警察・警察署と合同で実施する研修等の頻度												
情報連携の実態	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #4f81bd; color: white;">取り決め、考え、実態</td> <td>Q24: 県警と自治体との情報連携協定の締結状況 Q25: 児童相談所の本来の機能から鑑み警察と連携して対応することは適当と考えるか Q28: 警察が児童相談所に情報提供する方法としての通告が適当と考えるか Q27: 警察で情報提供等連携したこと業務に支障が生じたことがあるか(有無、支障の内容)</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #4f81bd; color: white;">共有基準・全件共有の意向</td> <td>Q28: 児童相談所が通告を受けた事業虐待相談のうち、児童相談所から警察へ情報共有を行う案件の範囲(全件または基準による選別) Q29: (協定検討中の場合) 全件共有の導入意向 / Q30: (選別の場合) 児童相談所から警察への情報共有判断基準</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #4f81bd; color: white;">協同面接</td> <td>Q31: 協同面接と児童相談所独自の事実確認面接を比べ基準 Q32: 児童相談所から警察に対して情報共有する際の情報項目 Q33: 児童相談所から警察に対して情報共有するタイミング Q34: 児童相談所から警察に対して情報共有する際の情報共有手段 Q35: 都道府県におけるシステム等の効率化施策の導入予定 Q36: 警察と児童相談所 市区町村の連携における判断が必要な時に活用しているマニュアル/ガイドライン</td> </tr> </table>	取り決め、考え、実態	Q24: 県警と自治体との情報連携協定の締結状況 Q25: 児童相談所の本来の機能から鑑み警察と連携して対応することは適当と考えるか Q28: 警察が児童相談所に情報提供する方法としての通告が適当と考えるか Q27: 警察で情報提供等連携したこと業務に支障が生じたことがあるか(有無、支障の内容)	共有基準・全件共有の意向	Q28: 児童相談所が通告を受けた事業虐待相談のうち、児童相談所から警察へ情報共有を行う案件の範囲(全件または基準による選別) Q29: (協定検討中の場合) 全件共有の導入意向 / Q30: (選別の場合) 児童相談所から警察への情報共有判断基準	協同面接	Q31: 協同面接と児童相談所独自の事実確認面接を比べ基準 Q32: 児童相談所から警察に対して情報共有する際の情報項目 Q33: 児童相談所から警察に対して情報共有するタイミング Q34: 児童相談所から警察に対して情報共有する際の情報共有手段 Q35: 都道府県におけるシステム等の効率化施策の導入予定 Q36: 警察と児童相談所 市区町村の連携における判断が必要な時に活用しているマニュアル/ガイドライン					
取り決め、考え、実態	Q24: 県警と自治体との情報連携協定の締結状況 Q25: 児童相談所の本来の機能から鑑み警察と連携して対応することは適当と考えるか Q28: 警察が児童相談所に情報提供する方法としての通告が適当と考えるか Q27: 警察で情報提供等連携したこと業務に支障が生じたことがあるか(有無、支障の内容)											
共有基準・全件共有の意向	Q28: 児童相談所が通告を受けた事業虐待相談のうち、児童相談所から警察へ情報共有を行う案件の範囲(全件または基準による選別) Q29: (協定検討中の場合) 全件共有の導入意向 / Q30: (選別の場合) 児童相談所から警察への情報共有判断基準											
協同面接	Q31: 協同面接と児童相談所独自の事実確認面接を比べ基準 Q32: 児童相談所から警察に対して情報共有する際の情報項目 Q33: 児童相談所から警察に対して情報共有するタイミング Q34: 児童相談所から警察に対して情報共有する際の情報共有手段 Q35: 都道府県におけるシステム等の効率化施策の導入予定 Q36: 警察と児童相談所 市区町村の連携における判断が必要な時に活用しているマニュアル/ガイドライン											
面前DVへの対応状況	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">Q37: 児童相談所が警察から面前DVによる心理的虐待通告を受けた場合、市区町村へ対応を依頼しているか</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9e1f2;">(状況による場合)</td> <td>緊急性・事件性が高くないと判断する基準</td> </tr> <tr> <td colspan="2">Q40: (市区町村へ対応依頼する場合) 依頼内容、件数</td> </tr> <tr> <td colspan="2">Q38: 警察から面前DVの通告があった場合に児童相談所で初期対応することの必要性</td> </tr> </table>	Q37: 児童相談所が警察から面前DVによる心理的虐待通告を受けた場合、市区町村へ対応を依頼しているか		(状況による場合)	緊急性・事件性が高くないと判断する基準	Q40: (市区町村へ対応依頼する場合) 依頼内容、件数		Q38: 警察から面前DVの通告があった場合に児童相談所で初期対応することの必要性				
Q37: 児童相談所が警察から面前DVによる心理的虐待通告を受けた場合、市区町村へ対応を依頼しているか												
(状況による場合)	緊急性・事件性が高くないと判断する基準											
Q40: (市区町村へ対応依頼する場合) 依頼内容、件数												
Q38: 警察から面前DVの通告があった場合に児童相談所で初期対応することの必要性												
具体的事案について	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">Q41: 児童相談所実施した警察へ援助要請の事案数</td> </tr> <tr> <td colspan="2">Q42: 警察以外から通告を受けた事案で警察に即時情報連携を行った件数</td> </tr> <tr> <td colspan="2">Q43: 警察から書面通告を受けた事案で対応したケース1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">Q44: 警察から身柄付き通告を受けた事案で対応したケース2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">Q45: 警察以外から通告を受けた事案で警察に即時情報連携を行ったケース3、Q46: 同状況で即時情報連携を行わなかったケース4</td> </tr> </table>	Q41: 児童相談所実施した警察へ援助要請の事案数		Q42: 警察以外から通告を受けた事案で警察に即時情報連携を行った件数		Q43: 警察から書面通告を受けた事案で対応したケース1		Q44: 警察から身柄付き通告を受けた事案で対応したケース2		Q45: 警察以外から通告を受けた事案で警察に即時情報連携を行ったケース3、Q46: 同状況で即時情報連携を行わなかったケース4		
Q41: 児童相談所実施した警察へ援助要請の事案数												
Q42: 警察以外から通告を受けた事案で警察に即時情報連携を行った件数												
Q43: 警察から書面通告を受けた事案で対応したケース1												
Q44: 警察から身柄付き通告を受けた事案で対応したケース2												
Q45: 警察以外から通告を受けた事案で警察に即時情報連携を行ったケース3、Q46: 同状況で即時情報連携を行わなかったケース4												

※図は昨年度末時点のもの

(3) 市町村向け

目的	把握すべきこと	対応する設問群						
児童虐待相談対応における業務や連携の実態の把握 それに伴う課題等を整理	基本情報	<table border="1"> <tr><td>自治体</td><td>Q1:人口(平成30年3月末)</td></tr> <tr><td>機関</td><td>Q2:児童虐待に関する業務を担当する職員数、専門職数</td></tr> <tr><td>対応状況</td><td>Q3:虐待相談対応件数、虐待種別内訳(虐待種別(うち警察からの通告))</td></tr> </table>	自治体	Q1:人口(平成30年3月末)	機関	Q2:児童虐待に関する業務を担当する職員数、専門職数	対応状況	Q3:虐待相談対応件数、虐待種別内訳(虐待種別(うち警察からの通告))
	自治体	Q1:人口(平成30年3月末)						
	機関	Q2:児童虐待に関する業務を担当する職員数、専門職数						
	対応状況	Q3:虐待相談対応件数、虐待種別内訳(虐待種別(うち警察からの通告))						
	人事交流の状況	<table border="1"> <tr><td>Q4:児童虐待対応課への現職警察官の配置状況</td><td>Q5:人数、Q6:警察官の階級別人数、Q7:警察官の専任(併任状況)、Q8:警察官の職層(配置の場合)、Q9:警察官の担当業務、Q10:配置人数の増減意向(配置していない場合)、Q11:配置意向</td></tr> <tr><td>Q12:児童虐待対応課への警察OBの配置状況</td><td>(配置の場合) Q13:人数、Q14:警察OBの職層、Q15:警察OBの担当業務、Q16:配置人数の増減意向(配置していない場合)、Q17:配置意向</td></tr> </table>	Q4:児童虐待対応課への現職警察官の配置状況	Q5:人数、Q6:警察官の階級別人数、Q7:警察官の専任(併任状況)、Q8:警察官の職層(配置の場合)、Q9:警察官の担当業務、Q10:配置人数の増減意向(配置していない場合)、Q11:配置意向	Q12:児童虐待対応課への警察OBの配置状況	(配置の場合) Q13:人数、Q14:警察OBの職層、Q15:警察OBの担当業務、Q16:配置人数の増減意向(配置していない場合)、Q17:配置意向		
	Q4:児童虐待対応課への現職警察官の配置状況	Q5:人数、Q6:警察官の階級別人数、Q7:警察官の専任(併任状況)、Q8:警察官の職層(配置の場合)、Q9:警察官の担当業務、Q10:配置人数の増減意向(配置していない場合)、Q11:配置意向						
	Q12:児童虐待対応課への警察OBの配置状況	(配置の場合) Q13:人数、Q14:警察OBの職層、Q15:警察OBの担当業務、Q16:配置人数の増減意向(配置していない場合)、Q17:配置意向						
研修体制	<table border="1"> <tr><td>Q18:都道府県において専門職(児童福祉司・児童心理司等)と警察官が合同で実施する研修・セミナー・勉強会の頻度</td></tr> <tr><td>Q19:要保護児童対策地域協議会で警察と合同で実施する研修等の頻度</td></tr> </table>	Q18:都道府県において専門職(児童福祉司・児童心理司等)と警察官が合同で実施する研修・セミナー・勉強会の頻度	Q19:要保護児童対策地域協議会で警察と合同で実施する研修等の頻度					
Q18:都道府県において専門職(児童福祉司・児童心理司等)と警察官が合同で実施する研修・セミナー・勉強会の頻度								
Q19:要保護児童対策地域協議会で警察と合同で実施する研修等の頻度								
情報連携の実態	<table border="1"> <tr><td>取決めの考え・実態</td><td>Q20:警察と児童相談所・市区町村の連携において現場で活用しているマニュアル・ガイドライン、Q21:警察に情報提供等連携したことで業務に支障が生じたことがあるか(有無、支障の内容)、Q22:市区町村と県警との情報連携協定の締結状況、Q23:警察に対する情報共有する際の連絡経路</td></tr> <tr><td>共有基準・全件共有の意向</td><td>Q24:市区町村が通告を受けた事業虐待相談のうち、市区町村から警察へ情報共有を行う案件の範囲(全件または基準による選択)、Q25:(選別の場合)児童相談所から警察への情報共有判断基準</td></tr> <tr><td>共有方法・運用実態</td><td>Q26:市区町村から警察に対して情報共有する際の情報項目、Q27:市区町村から警察に対して情報共有するタイミング、Q28:市区町村から警察に対して情報共有する際の情報共有手段</td></tr> </table>	取決めの考え・実態	Q20:警察と児童相談所・市区町村の連携において現場で活用しているマニュアル・ガイドライン、Q21:警察に情報提供等連携したことで業務に支障が生じたことがあるか(有無、支障の内容)、Q22:市区町村と県警との情報連携協定の締結状況、Q23:警察に対する情報共有する際の連絡経路	共有基準・全件共有の意向	Q24:市区町村が通告を受けた事業虐待相談のうち、市区町村から警察へ情報共有を行う案件の範囲(全件または基準による選択)、Q25:(選別の場合)児童相談所から警察への情報共有判断基準	共有方法・運用実態	Q26:市区町村から警察に対して情報共有する際の情報項目、Q27:市区町村から警察に対して情報共有するタイミング、Q28:市区町村から警察に対して情報共有する際の情報共有手段	
取決めの考え・実態	Q20:警察と児童相談所・市区町村の連携において現場で活用しているマニュアル・ガイドライン、Q21:警察に情報提供等連携したことで業務に支障が生じたことがあるか(有無、支障の内容)、Q22:市区町村と県警との情報連携協定の締結状況、Q23:警察に対する情報共有する際の連絡経路							
共有基準・全件共有の意向	Q24:市区町村が通告を受けた事業虐待相談のうち、市区町村から警察へ情報共有を行う案件の範囲(全件または基準による選択)、Q25:(選別の場合)児童相談所から警察への情報共有判断基準							
共有方法・運用実態	Q26:市区町村から警察に対して情報共有する際の情報項目、Q27:市区町村から警察に対して情報共有するタイミング、Q28:市区町村から警察に対して情報共有する際の情報共有手段							
面前DVへの対応状況	<table border="1"> <tr><td>Q29:児童相談所へ面前DVによる心理的虐待通告があった場合、市区町村の児童虐待対応課で引き継いでいるか</td><td>Q30:(状況による場合)市区町村の児童虐待対応課に依頼される判断基準</td></tr> <tr><td>Q31:(児童相談所から対応を依頼される場合)市区町村の児童虐待対応課に依頼される内容、件数</td></tr> <tr><td>Q32:面前DVに対応するのが最も適切だと思う機関</td></tr> </table>	Q29:児童相談所へ面前DVによる心理的虐待通告があった場合、市区町村の児童虐待対応課で引き継いでいるか	Q30:(状況による場合)市区町村の児童虐待対応課に依頼される判断基準	Q31:(児童相談所から対応を依頼される場合)市区町村の児童虐待対応課に依頼される内容、件数	Q32:面前DVに対応するのが最も適切だと思う機関			
Q29:児童相談所へ面前DVによる心理的虐待通告があった場合、市区町村の児童虐待対応課で引き継いでいるか	Q30:(状況による場合)市区町村の児童虐待対応課に依頼される判断基準							
Q31:(児童相談所から対応を依頼される場合)市区町村の児童虐待対応課に依頼される内容、件数								
Q32:面前DVに対応するのが最も適切だと思う機関								
泣き声通告への対応状況	<table border="1"> <tr><td>Q33:泣き声通告があった場合に市区町村の児童虐待対応課で引き継いでいるか</td><td>Q34:(状況による場合)市区町村の児童虐待対応課に依頼される判断基準</td></tr> <tr><td>Q35:(児童相談所から対応を依頼される場合)市区町村の児童虐待対応課に依頼される内容、件数</td></tr> <tr><td>Q36:泣き声通告に対応するのが最も適切だと思う機関</td></tr> </table>	Q33:泣き声通告があった場合に市区町村の児童虐待対応課で引き継いでいるか	Q34:(状況による場合)市区町村の児童虐待対応課に依頼される判断基準	Q35:(児童相談所から対応を依頼される場合)市区町村の児童虐待対応課に依頼される内容、件数	Q36:泣き声通告に対応するのが最も適切だと思う機関			
Q33:泣き声通告があった場合に市区町村の児童虐待対応課で引き継いでいるか	Q34:(状況による場合)市区町村の児童虐待対応課に依頼される判断基準							
Q35:(児童相談所から対応を依頼される場合)市区町村の児童虐待対応課に依頼される内容、件数								
Q36:泣き声通告に対応するのが最も適切だと思う機関								
具体的事案について	<table border="1"> <tr><td>Q37:警察以外から通告を受けた事案で警察に即時情報連携を行った件数</td></tr> <tr><td>Q38:警察以外から通告を受けた事案で警察に即時情報連携を行ったケース1</td></tr> <tr><td>Q39:警察以外から通告を受けた事案で警察に情報共有を行わなかったケース2</td></tr> </table>	Q37:警察以外から通告を受けた事案で警察に即時情報連携を行った件数	Q38:警察以外から通告を受けた事案で警察に即時情報連携を行ったケース1	Q39:警察以外から通告を受けた事案で警察に情報共有を行わなかったケース2				
Q37:警察以外から通告を受けた事案で警察に即時情報連携を行った件数								
Q38:警察以外から通告を受けた事案で警察に即時情報連携を行ったケース1								
Q39:警察以外から通告を受けた事案で警察に情報共有を行わなかったケース2								

※図は昨年度末時点のもの

(4) 都道府県警察向け

目的	把握すべきこと	対応する設問群								
児童虐待対応における業務や連携の実態の把握 それに伴う課題等を整理	基本情報	<table border="1"> <tr><td>対応件数</td><td>Q1:児童虐待の疑いとして児童相談所へ通告した人数、虐待種別内訳</td></tr> <tr><td>情報連携についての考え</td><td>Q2:児童相談所から児童虐待情報を受けることについての考え、Q3:(積極的に関与する必要がある場合)の理由</td></tr> </table>	対応件数	Q1:児童虐待の疑いとして児童相談所へ通告した人数、虐待種別内訳	情報連携についての考え	Q2:児童相談所から児童虐待情報を受けることについての考え、Q3:(積極的に関与する必要がある場合)の理由				
	対応件数	Q1:児童虐待の疑いとして児童相談所へ通告した人数、虐待種別内訳								
	情報連携についての考え	Q2:児童相談所から児童虐待情報を受けることについての考え、Q3:(積極的に関与する必要がある場合)の理由								
	児童相談所へ通告する場合の取決め・運用	<table border="1"> <tr><td>Q4:警察が児童相談所へ児童虐待通告を実施する場合の基準の整備・運用状況</td><td>Q7:(基準がある場合)身柄付き通告を行う基準の整備・運用状況</td></tr> <tr><td>Q5:警察が児童虐待の疑いを認知した場合の初動対応を行う部門/児童虐待通告の可否判断の手順</td></tr> <tr><td>Q6:通告の可否、身柄付き通告か書面通告かの判断で重視する事項</td></tr> <tr><td>Q8:警察から児童相談所へ児童虐待通告を行う場合の警察本部担当課と警察署の事前協議の実施状況</td></tr> <tr><td>Q9:児童相談所に通告を行う場合の内容説明の実施状況</td></tr> <tr><td>Q10:児童相談所に通告を行う際の通告書の記載内容と記載するかどうかの判断状況</td></tr> <tr><td>Q11:児童相談所に通告を行った事案で、児童相談所から照会があった場合の対応</td></tr> </table>	Q4:警察が児童相談所へ児童虐待通告を実施する場合の基準の整備・運用状況	Q7:(基準がある場合)身柄付き通告を行う基準の整備・運用状況	Q5:警察が児童虐待の疑いを認知した場合の初動対応を行う部門/児童虐待通告の可否判断の手順	Q6:通告の可否、身柄付き通告か書面通告かの判断で重視する事項	Q8:警察から児童相談所へ児童虐待通告を行う場合の警察本部担当課と警察署の事前協議の実施状況	Q9:児童相談所に通告を行う場合の内容説明の実施状況	Q10:児童相談所に通告を行う際の通告書の記載内容と記載するかどうかの判断状況	Q11:児童相談所に通告を行った事案で、児童相談所から照会があった場合の対応
	Q4:警察が児童相談所へ児童虐待通告を実施する場合の基準の整備・運用状況	Q7:(基準がある場合)身柄付き通告を行う基準の整備・運用状況								
	Q5:警察が児童虐待の疑いを認知した場合の初動対応を行う部門/児童虐待通告の可否判断の手順									
	Q6:通告の可否、身柄付き通告か書面通告かの判断で重視する事項									
Q8:警察から児童相談所へ児童虐待通告を行う場合の警察本部担当課と警察署の事前協議の実施状況										
Q9:児童相談所に通告を行う場合の内容説明の実施状況										
Q10:児童相談所に通告を行う際の通告書の記載内容と記載するかどうかの判断状況										
Q11:児童相談所に通告を行った事案で、児童相談所から照会があった場合の対応										
児童相談所・警察間の事前協議・連絡	<table border="1"> <tr><td>Q12:児童相談所から情報提供を受けた事案で、犯罪捜査を行う場合の児童相談所との事前協議の実施状況</td></tr> <tr><td>Q13:児童相談所から情報提供を受けた事案で、犯罪捜査を行う場合の児童相談所への事前連絡の実施状況</td></tr> <tr><td>Q14:児童相談所から情報提供を受けた事案で、保護者を逮捕した際の報道発表に関連し児童相談所との事前協議の実施状況</td></tr> <tr><td>Q15:児童相談所から情報提供を受けた事案で、保護者を逮捕した際の報道発表に関連し児童相談所との事前連絡の実施状況</td></tr> </table>	Q12:児童相談所から情報提供を受けた事案で、犯罪捜査を行う場合の児童相談所との事前協議の実施状況	Q13:児童相談所から情報提供を受けた事案で、犯罪捜査を行う場合の児童相談所への事前連絡の実施状況	Q14:児童相談所から情報提供を受けた事案で、保護者を逮捕した際の報道発表に関連し児童相談所との事前協議の実施状況	Q15:児童相談所から情報提供を受けた事案で、保護者を逮捕した際の報道発表に関連し児童相談所との事前連絡の実施状況					
Q12:児童相談所から情報提供を受けた事案で、犯罪捜査を行う場合の児童相談所との事前協議の実施状況										
Q13:児童相談所から情報提供を受けた事案で、犯罪捜査を行う場合の児童相談所への事前連絡の実施状況										
Q14:児童相談所から情報提供を受けた事案で、保護者を逮捕した際の報道発表に関連し児童相談所との事前協議の実施状況										
Q15:児童相談所から情報提供を受けた事案で、保護者を逮捕した際の報道発表に関連し児童相談所との事前連絡の実施状況										
人材交流の状況	<table border="1"> <tr><td>Q16:現職の警察官の児童相談所への配置状況</td><td>Q17:(配置の場合)人数、Q18:(配置していない場合)配置意向</td></tr> <tr><td>Q19:児童虐待相談に対応する専門職を配置しているか</td><td>Q20:(配置の場合)配置人数の増減意向、Q21:(配置していない場合)配置意向</td></tr> </table>	Q16:現職の警察官の児童相談所への配置状況	Q17:(配置の場合)人数、Q18:(配置していない場合)配置意向	Q19:児童虐待相談に対応する専門職を配置しているか	Q20:(配置の場合)配置人数の増減意向、Q21:(配置していない場合)配置意向					
Q16:現職の警察官の児童相談所への配置状況	Q17:(配置の場合)人数、Q18:(配置していない場合)配置意向									
Q19:児童虐待相談に対応する専門職を配置しているか	Q20:(配置の場合)配置人数の増減意向、Q21:(配置していない場合)配置意向									
研修体制	<table border="1"> <tr><td>Q22:警察官対象の児童虐待事案対応力強化研修の参加状況</td></tr> <tr><td>Q23:上記研修内容</td></tr> </table>	Q22:警察官対象の児童虐待事案対応力強化研修の参加状況	Q23:上記研修内容							
Q22:警察官対象の児童虐待事案対応力強化研修の参加状況										
Q23:上記研修内容										
共同面接	<table border="1"> <tr><td>Q24:虐待被害児童への聴取の際、協同面接と通常の調べる優先順位の基準</td></tr> </table>	Q24:虐待被害児童への聴取の際、協同面接と通常の調べる優先順位の基準								
Q24:虐待被害児童への聴取の際、協同面接と通常の調べる優先順位の基準										
自治体との情報連携の実態	<table border="1"> <tr><td>Q25:県警と自治体との情報連携協定の締結状況</td><td>Q26:(協定締結の場合)市区町村から警察への情報共有を行う基準</td></tr> </table>	Q25:県警と自治体との情報連携協定の締結状況	Q26:(協定締結の場合)市区町村から警察への情報共有を行う基準							
Q25:県警と自治体との情報連携協定の締結状況	Q26:(協定締結の場合)市区町村から警察への情報共有を行う基準									
児童相談所との情報連携の実態	<table border="1"> <tr><td>Q27:警察が児童相談所から共有される相談対応履歴情報を参照する場面</td></tr> <tr><td>Q28:児童相談所から共有された情報について警察側から児童相談所に確認等のコンタクトを取る場面</td></tr> <tr><td>Q29:児童相談所から共有される相談対応履歴の中で特に有益と考えられるもの</td></tr> <tr><td>Q30:児童相談所から共有された情報の保管方法</td></tr> </table>	Q27:警察が児童相談所から共有される相談対応履歴情報を参照する場面	Q28:児童相談所から共有された情報について警察側から児童相談所に確認等のコンタクトを取る場面	Q29:児童相談所から共有される相談対応履歴の中で特に有益と考えられるもの	Q30:児童相談所から共有された情報の保管方法					
Q27:警察が児童相談所から共有される相談対応履歴情報を参照する場面										
Q28:児童相談所から共有された情報について警察側から児童相談所に確認等のコンタクトを取る場面										
Q29:児童相談所から共有される相談対応履歴の中で特に有益と考えられるもの										
Q30:児童相談所から共有された情報の保管方法										

※図は昨年度末時点のもの

図表 6 大項目ごとの調査項目(対象別項目比較:昨年度末時点)

(1) 基本属性、虐待相談対応通告・連携状況

本項目では、クロス集計時の説明変数としての基本情報の取得、及び虐待相談対応の連携実態の把握を目的としている。虐待相談対応の連携実績の過多はクロス分析の際にも連携の実態や連携の質の分析・評価につながるものと期待される重要な項目である。

大項目	中項目	小項目	#	知事部局	#	児童相談所	#	市区町村	#	警察
基本属性	人口	人口	1	都道府県名	1	都道府県名				
			2	人口(平成30年3月末)	2	機関名(○×児童相談所)				
				3	人口(平成30年3月末)	3	人口(平成30年3月末)	1	人口(うち19歳未満)(平成30年3月末)	
	職員数			4	運営開始年	4	運営開始年			
				5	職員数、専門職数	5	職員数、専門職数	2	児童虐待に関する業務を担当する職員数、専門職数	
虐待相談 対応通告・連携 状況	対応件数	件数			6	虐待相談対応件数、虐待種別内訳(虐待種別(うち警察からの通告)、性別、年代、通告対応のタイミング、一時保護の実施状況)	3	虐待相談対応件数、虐待種別内訳(虐待種別(うち警察からの通告))	1	児童虐待の疑いとして児童相談所へ通告した人数、虐待種別内訳
	警察からの 通告				7	警察からの通告対応の情報連携実態			5	警察署が児童虐待の疑いを認識した場合の初動対応を行う部門
									5	児童虐待通告の可否の判断の手順
									6	通告の可否、身柄付通告か書面通告かの判断で重視する事項

※表は昨年度末時点のもの

- 検討委員会であげられた設問設計に係るご意見
 - 警察からの通告時に口頭での説明とこれにもとづく双方向性やりとりがどの程度なされているか(以下、対面的協議)の実態を定量的に図る設問を設定
 - 身柄付通告以外の対面的協議の実態、身柄付通告の基準、通告することを断られることがあるか否か、一時保護の判断基準を独立した設問化
 - 警察署での初動捜査を行う部門を確認する設問を設定

(2)人材の交流

本項目においては、連携の進捗状況に人材交流がどの程度、効果を為しているのかを把握することを目的としている。現職警官の配置やOBの配置の効果、ならびに警察での専門職の配置についても調査対象としている。

大項目	中項目	小項目	#	知事部局	#	児童相談所	#	市区町村	#	警察
体制	人材の交流	現職警官の配置	3	児童相談所への現職警官の配置状況	8	児童相談所への現職警官の配置状況	4	児童虐待対応課への現職警官の配置状況	16	現職の警察官の児童相談所への配置状況
			9	(配置の場合)人数	5	(配置の場合)人数	17	(配置の場合)人数		
			10	(配置の場合)警察官の職歴						
			11	(配置の場合)警察官の階級別人数	6	(配置の場合)警察官の階級別人数				
			12	(配置の場合)警察官の専任・併任状況	7	(配置の場合)警察官の専任・併任状況				
			13	(配置の場合)警察官の職層	8	(配置の場合)警察官の職層				
			14	(配置の場合)警察官の担当業務	9	(配置の場合)警察官の担当業務				
			4	(配置の場合)配置人数の増減意向	15	(配置の場合)配置人数の増減意向	10	(配置の場合)配置人数の増減意向		
			5	(配置していない場合)配置意向	16	(配置していない場合)配置意向	11	(配置していない場合)配置意向	18	(配置していない場合)配置意向
			17	児童相談所への警察OBの配置状況	12	児童虐待対応課への警察OBの配置状況				
体制	人材の交流	警察OBの配置	6	児童相談所への警察OBの配置状況	17	児童相談所への警察OBの配置状況	13	(配置の場合)人数		
			18	(配置の場合)警察OBの職層	14	(配置の場合)警察OBの職層				
			19	(配置の場合)警察OBの担当業務	15	(配置の場合)警察OBの担当業務				
			7	(配置の場合)配置人数の増減意向	20	(配置の場合)配置人数の増減意向	16	(配置の場合)配置人数の増減意向		
			8	(配置していない場合)配置意向	21	(配置していない場合)配置意向	17	(配置していない場合)配置意向		
体制	人材の交流	警察での専門職の配置	9	警察への専門職(児童福祉司・児童心理司等)の配置状況				19	児童虐待相談に対応する専門職を配置しているか	
			10	(配置の場合)配置人数の増減				20	(配置の場合)配置人数の増減意向	
			11	(配置していない場合)配置意向				21	(配置していない場合)配置意向	

※表は昨年度末時点のもの

- 検討委員会であげられた設問設計に係るご意見
 - 警察から児童相談所に派遣されている職員の階級について設問を設定してはどうか(派遣している警官の役職についての考え方を聞くかどうか)

(3) 合同研修

本項目では、連携の推進にあたって、合同研修の実施有無が連携の質にどの程度の影響を与えているのかを把握することを目的としている。なお、警察においては合同研修に加え独自研修の実施状況も聴取することとした。

大項目	中項目	小項目	#	知事部局	#	児童相談所	#	市区町村	#	警察
体制	研修	合同研修	12	都道府県において専門職（児童福祉司・児童心理司等）と警察官が共同で参加する研修・セミナー・勉強会の頻度	22	都道府県（本庁）において専門職（児童福祉司・児童心理司等）と警察官が共同で実施する研修・セミナー・勉強会の頻度	18	都道府県において専門職（児童福祉司・児童心理司等）と警察官が共同で実施する研修・セミナー・勉強会の頻度		
					23	児童相談所独自に警察・警察署と共同で実施する研修等の頻度	19	要保護児童対策地域協議会で警察と共同で実施する研修等の頻度		
		独自研修							22	警察官対象の児童虐待事案対応力強化研修の参加状況
									23	上記研修内容

※表は昨年度末時点のもの

- 検討委員会であげられた設問設計に係るご意見
 - 研修の実績、内容を設問化
 - 研修は児童相談所が主催し市町村・警察が主催することは無く参加するだけのため合同研修とは言えないとのご指摘あり
 - 警察が主催する研修を選択肢に追加

(4) 都道府県警察と自治体との協定、考え方、事前協議・連絡

本項目では、連携の実態と課題の把握を目的としている。情報共有、警察との事前協議や連絡の状況を明らかにするとともに、各機関が警察との連携においてどのような期待をしているのか、どのような調整が必要なのかといった意識調査もあわせて実施することを目的としている。

大項目	中項目	小項目	#	知事部局	#	児童相談所	#	市区町村	市区町村	#	警察									
連携の実態と課題	情報連携	県警と自治体との協定	13	県警と自治体との情報連携協定の締結状況	24	県警と自治体との情報連携協定の締結状況	22	市区町村と県警との情報連携協定の締結状況	25	県警と自治体との情報連携協定の締結状況	26	(協定締結の場合) 児童相談所から警察への情報共有を行う基準								
			23	警察に対する情報共有する際の連絡経路	27	警察が児童相談所から共有される相談対応履歴情報を参照する場面	28	児童相談所から共有された情報について警察側から児童相談所に確認等のコンタクトを取る場面	29	児童相談所から共有される相談対応履歴の中で特に有益と考えられるもの	2	児童相談所から児童虐待情報を受けることについての考え	3	(積極的に受ける必要はないと考える場合) その理由						
			25	児童相談所の本来の機能から鑑み警察と連携して対応することは適当と考えるか	26	警察が児童相談所に情報提供する方法としての通告が適当と考えるか	27	警察に情報提供等連携したことで業務に支障が生じたことがあるか(有無、支障の内容)	21	警察に情報提供等連携したことで業務に支障が生じたことがあるか(有無、支障の内容)	8	警察から児童相談所へ児童虐待通告を行う場合の警察本部担当課と警察署の事前協議の実施状況	12	児童相談所から情報提供を受けた事案で、犯罪捜査を行う場合の児童相談所との事前協議の実施状況	13	児童相談所から情報提供を受けた事案で、犯罪捜査を行う場合の児童相談所への事前連絡の実施状況	14	児童相談所から情報提供を受けた事案で、保護者を逮捕した際の報道発表に関連し児童相談所との事前協議の実施状況	15	児童相談所から情報提供を受けた事案で、保護者を逮捕した際の報道発表に関連し児童相談所との事前連絡の実施状況
			14	警察から児童相談所へ児童虐待通告を行う場合の警察本部担当課と警察署の事前協議の実施状況																
				警察内事前協議																
				児童相談所・警察間の事前協議・連絡																

※表は昨年度末時点のもの

- 検討委員会であげられた設問設計に係るご意見
 - 基本的に警察と児童相談所が連携することについて必要だと思うか否かを問う設問を設定
 - 警察が児童相談所から児童虐待情報を受けることについての考えについて質問、否定的な回答の場合はその理由
 - 情報提供・連携による業務への負担についての設問を設定
 - 警察から開示される情報の範囲や基準についても不明であるとのこと指摘あり

(5) 情報共有の取り決め・ルール

本項目では、情報共有時の取り決めやルールの有無、またこうした取り決め・ルールの実態についても明らかにすることを目的としている。あわせて、ルールの有無が実際の情報共有の内容にどのような影響を与えているのかも明らかにする。

大項目	中項目	小項目	#	知事部局	#	児童相談所	#	市区町村	#	警察		
連携の実態と課題	児童相談所から警察への情報共有の取り決め・ルール	共有基準	15	都道府県は児童相談所に通告があった児童虐待相談について児童相談所から警察へ情報共有するための取り決め・ルールを作成しているか								
			16	(作成している場合) 情報共有範囲(全件または基準による選別)	28	児童相談所が通告を受けた事業虐待相談のうち、児童相談所から警察へ情報共有を行う案件の範囲(全件または基準による選別)	24	市区町村が通告を受けた事業虐待相談のうち、市区町村から警察へ情報共有を行う案件の範囲(全件または基準による選別)	4	警察が児童相談所へ児童虐待通告を実施する場合の判断基準の整備・運用状況		
									9	児童相談所に通告を行う場合の内容説明の実施状況		
									10	児童相談所に通告を行う場合の通告書の記載内容と記載するかどうかの判断状況		
									11	児童相談所に通告を行った事案で、児童相談所から照会があった場合の対応		
			17	(選別の場合) 情報共有判断基準	30	(選別の場合) 児童相談所から警察への情報共有判断基準	25	(選別の場合) 児童相談所から警察への情報共有判断基準	7	(基準がある場合) 身柄付き通告を行う基準の整備・運用状況		
			18	全件共有意向	(選別の場合) 全件共有の導入意向	29	(協定検討中の場合) 全件共有の導入意向					
					(全件共有導入の意向がない場合) その理由							
				協同面接			31	協同面接と児童相談所独自の事実確認面接を混同基準			24	虐待被害児童への聴取の際、協同面接と通常の調べの優先順位の基準
			情報連携	共有する情報	共有方法	20	児童相談所・市区町村から警察に対して情報共有する際の情報項目	32	児童相談所から警察に対して情報共有する際の情報項目	26	市区町村から警察に対して情報共有する際の情報項目	
						21	児童相談所・市区町村から警察に対して情報共有するタイミング	33	児童相談所から警察に対して情報共有するタイミング	27	市区町村から警察に対して情報共有するタイミング	
						22	児童相談所・市区町村から警察に対して情報共有する際の情報共有手段	34	児童相談所から警察に対して情報共有する際の情報共有手段	28	市区町村から警察に対して情報共有する際の情報共有手段	
						23	都道府県におけるシステム等の効率化施策の導入予定	35	都道府県におけるシステム等の効率化施策の導入予定			
							マニュアル・ガイドライン		36	警察と児童相談所・市区町村の連携における判断が必要な時に活用しているマニュアル・ガイドライン	20	警察と児童相談所・市区町村の連携において現場で活用しているマニュアル・ガイドライン
									30	児童相談所から共有された情報の保管方法		

※表は昨年度末時点のもの

- 検討委員会であげられた設問設計に係るご意見
 - 要保護児童対策地域協議会以外で情報共有している例はないか(共有のタイミングで設問化)
 - 全件共有という言葉は使わない方がよいというご指摘あり

(6) 緊急性の高い事案へ連携して対応している状況に関するケースの収集

本項目では、緊急性の高い事案における情報の共有や連携の状況(具体的なケースの収集を含む)の実態の把握を目的とし、あわせて、どういった連携が求められているのか、どのような機関が初期対応に当たるべきかといった点についての実態把握を目的としている。あわせて、援助要請の実態の把握、どういったケースでどのような連携が為されているのかを把握する。

大項目	中項目	小項目	#	知事部局	#	児童相談所	#	市区町村	#	警察	
緊急性の高い事案への連携対応状況	面前DV	依頼	37		37	児童相談所が警察から面前DVによる心理的虐待通告を受けた場合、市区町村へ対応を依頼しているか	29	児童相談所へ面前DVによる心理的虐待通告があった場合、市区町村の児童虐待対応で引き受けているか			
			30		30	市区町村の児童虐待対応に依頼される判断基準					
		40		40	(面前DV事案を市区町村へ対応依頼する場合) 依頼内容、件数	31	市区町村の児童虐待対応に依頼される内容、件数				
		38		38	警察から面前DVの通告があった場合に児童相談所で初期対応することの必要性	32	面前DVに対応するのが最も適切だと思う機関				
	泣き声通告	39		39	(状況による場合) 緊急性・事件性が高くないと判断する基準						
		41		41	児童相談所実施した警察へ援助要請の事案数						
	ケース			42		42	警察以外から通告を受けた事案で警察に即時情報連携を行った件数	37	警察以外から通告を受けた事案で警察に即時情報連携を行った件数		
				43		43	警察から書面通告を受けた事案で対応したケース1				
				44		44	警察から身柄付き通告を受けた事案で対応したケース2				
				45		45	警察以外から通告を受けた事案で警察に即時情報連携を行ったケース3	38	警察以外から通告を受けた事案で警察に即時情報連携を行ったケース1		
46					46	警察以外から通告を受けた事案で警察に情報共有を行わなかったケース4	39	警察以外から通告を受けた事案で警察に情報共有を行わなかったケース2			
34					34	(緊急性・事件性が高くない事案のみ市区町村が引き受けている場合)の判断基準					
35		35	(緊急性が低い、児童相談所に対応能力が不足の場合) 依頼内容と件数								
36		36	泣き声通告に対応するのが最も適切だと思う機関								

※表は昨年度末時点のもの

- 検討委員会であげられた設問設計に係るご意見
 - いわゆる「泣き声通告」についても、面前DVと同じ型の設問を設定(泣き声通告は市町村だけへの質問でよいか要再検討)
 - ケースでの設問を詳細化(ケースの件数については調査時期を含め要再検討)

第3章

調査票案作成に係る議論

1. 検討委員会

全6回の検討委員会と調査票変更にかかる経緯説明会を開催し、1) 調査の適切な実施時期、2) ヒアリングによる調査票の妥当性検証、3) 調査票設問の3点について検討した。具体的な議論内容について、下記に整理する。

1.調査の適切な実施時期

調査の実施については、今年度は調査見送りとし、来年度に調査を実施することで合意された。第2章でも触れたとおり、厚生労働省、警察庁、検討委員との間で調査票内容について、調整を要するものが存在したため調査票の検討に多くの時間を要した。結果として、座長をはじめすべての委員より「年度内での短期間のアンケート調査の実施及び分析は適切ではない」という発議があったことを受け、検討委員会及び厚生労働省内での検討により、今年度中のアンケート調査実施の見送りを採択した。

2.ヒアリングによる警察と児童相談所、市町村、知事部局との連携にかかる実態の把握

ヒアリング調査については、調査票では収集できない情報を抽出することを目的として知事部局、市町村（政令指定都市含む）、児童相談所を対象に実施した。第3回検討委員会の後、委員、厚生労働省からの推薦を受け、A 県中央児童相談所、B 県児童相談所、埼玉県、和歌山県、さいたま市を訪問し、調査事項の確認を行った。

ヒアリングでは、各児童虐待対応機関における警察との連携の実態や、連携に向けた取組について伺った。

3.調査票設問

来年度の実査に向けた調査票の内容の確定を目指し、枠組み・基本的な考え方などの調査票全体の構成から、文言や設問の設定の仕方といった詳細部分についてまで検討した。具体的な検討内容、ご意見・ご助言の詳細やその対応については、次頁以降を参照されたい。

2. 調査票に対する検討委員会での議論経緯

2-1 知事部局票に係る主な議論

■ 質問3：都道府県内の児童相談所における警察官・警察官OBの配置について

〈最終案〉

質問3 (1) 貴都道府県の児童相談所における、警察官(現職・OB)の配置状況についてお答えください。

未回答
1. 現在、配置している
2. 以前は配置していたが、現在は配置していない
3. 過去に配置したことはない

未回答 (3) (1)にて選択肢1も選択された場合は、今後の警察官(現職・OB)の児童相談所への配置意向についてお答えください。また、その理由もお答えください。

未回答
1. 現状と同等水準の配置をしたい
2. 配置人数を増員したい
3. 配置人数を減員したい

未回答 (4) (1)において選択肢2,3を選択された場合は、今後の警察官(現職・OB)の児童相談所への配置意向についてお答えください。

未回答
1. 配置する意向がある
2. 配置する意向はない

質問3(1) 回答欄	
現職	OB

質問3(3) 回答欄	
現職	OB

質問3(3) 理由回答欄	

質問3(4) 回答欄	
現職	OB

〈別添〉

質問3 (2) (1)にて選択肢1を選択された場合は、警察官(現職・OB)の児童相談所への配置人数について、お答えください。

未回答

質問3(2) 回答欄	
現職	OB

(人)

設問趣旨

- ・ 県内における児童相談所への警察の配置状況を把握することで、警察と児童相談所の人的交流状況の実態を明らかにする

議論内容 (抜粋)

- ・ 現職警察官および警察官OBは分けて尋ねたほうが良いのではないかと
- ・ (3)について、都道府県知事部局は、警察官の配置について独自で判断するものではなく、警察に要望する立場であるため、選択肢の文言を変更すべきである
- ・ 選択肢を変えると受け皿が減ってしまうのではという懸念がある。また「警察官等の配置については、知事部局単独で決定することはできないことから、記載ぶりを修正した」とあるが、知事部局としてどう思っているのかが聞ければよいのではないかと
- ・ 修正案は不適切と思われる。今回の修正案では、「すでに次年度からの増員が決定している」とか「次年度以降の増員に向けてすでに協議中である」といった自治体が選択すべき選択肢がなくなってしまう。「予定している」であればより広い意味合を持つと考えられる
- ・ 「増員する予定である」には警察への要望も意味として含まれており、実査の時期によっては時点が曖昧になってしまうので、「次年度以降」という文言は避けるべきではないかと

2-2 市町村票に係る主な議論

■ 質問 3: 児童虐待に関する業務を担当する職員数について

〈最終案〉

質問3 児童虐待に関する業務を担当する職員数をお答えください。
未回答 そのうち、児童福祉司と同様の任用資格を有する職員数もお答えください。
※兼務や非常勤の職員も含めた数値をお答えください。

質問3回答欄	
職員数	()
うち任用資格を有する職員数	()

設問
趣旨

- ・ 回答する市町村の属性を把握し、クロス集計のための検討項目とする

議論
内容
(抜粋)

- ・ 児童心理司の任用資格はないため、児童心理司と同様の任用資格という表現を削除すべき
- ・ 兼務や非常勤をどのようにとらえるべきか、注意書きが必要と思われる

■ 質問 5: 警察から情報の提供を受ける際、あると有益な情報について

〈最終案〉

質問5 警察から児童虐待事案について、照会や情報提供が行われる際、市町村が児童虐待事案に対応するためにはどのような内容の情報が提供されれば有益ですか。
未回答 自由にお答えください。

質問5回答欄

設問
趣旨

- ・ 自治体が必要とする児童虐待情報の具体的な内容を抽出する

議論
内容
(抜粋)

- ・ 警察から市町村に通告は行わないことを踏まえると、当該設問は削除すべきではないか
- ・ 当該設問が「提供されると有益な情報のコンテンツ」を問うべきであれば、その旨を記載すべきではないか
- ・ 「情報提供が行われる際、警察からどのような内容の情報提供があれば有益ですか」といったように、丁寧な文章にする必要がある
- ・ 通告を受けたのち、市町村が虐待事案について、主体的に対応するためにはどのような情報提供が必要か、という文脈にする必要がある
- ・ 「警察から児童虐待事案について情報提供が行われる際、市町村が児童虐待事案に対応するためにはどのような情報があれば有益ですか」とすればよい

■ 質問 8: 市町村及び警察の連携に際し活用しているマニュアル・ガイドラインについて

〈最終案〉

質問8 市区町村と警察との連携に際して、貴市区町村において活用しているマニュアル・ガイドラインについてお答えください。
未回答 ※該当するセルに1を入力してください。

	質問8回答欄			
	国の通知・ガイドライン	都道府県が作成したマニュアル・ガイドライン	貴市町村(児童虐待対応関連課)が作成したマニュアル・ガイドライン	その他
1. 通告受理時に即日警察への情報共有をすべきかどうかの判断				
2. 家庭訪問時の警察への事前連絡の必要性の判断				
3. 家庭訪問時の警察への援助要請の必要性の判断				
4. 警察への経過報告のタイミングの判断				
5. 警察への経過報告時に共有すべき情報				
6. 児相が立ち入り調査・臨検を実施する際の手順				

なお、上記「国の通知・ガイドライン」における「通知」「ガイドライン」は、それぞれ下記を指します。

通知:「児童虐待への対応における警察との連携の強化について」(平成30年7月20日、子家発0720第2号)
ガイドライン:「児童相談所運営指針について」(平成30年10月25日、子発1025第1号)

設問趣旨

- 警察と市町村の連携において活用されている制度の実態を把握する

議論内容(抜粋)

- 市町村向け調査票であることを踏まえ、選択肢「6. 立ち入り調査・臨検を実施する際の手順」を削除すべき
- 選択肢6を削除する必要はない。立入調査等の実施主体は児童相談所であるとしても、それについてマニュアル等で整備されているのであればむしろ好事例として取り上げるべきとも考えられる。削除してしまうと情報収集の可能性が減退する。児童相談所が実施主体であると明示したいのであれば選択肢6を「児童相談所が立入調査・臨検を実施する際の手順」とすればよい
- 市町村向けの調査票であることを踏まえると、立入調査・臨検の主体ではないという理由で読み飛ばしてしまうこともありうるので、主語として、「児童相談所が」という文言を追加する必要がある
- 補記されているガイドラインの内容を把握していない職員もいるので、引用元を添付すべきではないか

■ 質問 9: 協定の締結状況について

〈最終案〉

質問9 貴市区町村と警察との間で児童虐待事案に係る連携に関する協定の締結状況をお答えください。
未回答 注)協定には、覚書、申合せ等の名称のものも含む
1.協定を締結している(都道府県と都道府県警察の協定に準すると取り決めている場合も含む)
2.協定の締結に向けた具体的な検討をしている
3.現時点で具体的な検討はしていないが、将来的には協定を締結したい
4.締結をする予定はない
5.その他

質問9回答欄

設問 趣旨

- ・ 市町村と警察との間での協定の締結状況および、協定の締結に向けた意向を問う

議論 内容 (抜粋)

- ・ 「都道府県と都道府県警察間の協定に準じている」の選択肢を追加すべきである
- ・ 「都道府県と都道府県警察間の協定に準じている」というのは、そのような合意があることを意味するため、選択肢1に含まれる。そのため、当該選択肢は不要である
- ・ 選択肢1の文言は、「協定を締結している(都道府県と都道府県警察の協定に準ずる、と取り決めている場合も含む)」としたほうが良い

■ 質問 10: 警察に対し情報提供をする際の連絡経路を伺う質問

〈最終案〉

質問10 警察に対して情報提供をする際の連絡経路として当てはまるものをお答えください。
未回答 1.貴課(児童虐待対応関連課)から直接警察に連絡する
2.貴課(児童虐待対応関連課)から児童相談所を経由して警察に連絡する
3.情報提供はしていない
3その他

質問10回答欄

設問 趣旨

- ・ 情報の提供が行われる際の経路を把握し、市町村と警察官の間の情報の共有や連携の実態を構造化する

議論 内容 (抜粋)

- ・ 児童相談所に送致した事例であれば児童相談所判断で警察に連絡がなされるため、選択肢「貴課(児童虐待対応関連課)から児童相談所を経由して警察に連絡する」は削除すべき
- ・ 「貴課(児童虐待対応関連課)から児童相談所を経由して警察に連絡する」は削除する必要はない。そもそもこの設問では事案送致した案件に対象を限定していない。また、事実の問題として(警察に直接コンタクトしにくいなどの理由で)このような経路をたどる可能性は存在するため、この選択肢を削ってしまうと実態がつかめなくなる恐れがある

■ 質問 11: 共有される情報の対象範囲について

〈最終案〉

質問 11 貴市区町村が対応する児童虐待相談のうち、貴市区町村と警察との間で情報共有を行う案件の対象範囲についてお答えください。
未回答 選択肢3を選択された場合には、基準について、詳細をお答えください。
1 児童虐待相談として受理した案件全てを警察に提供している
2 「3 類型の児童虐待情報」に該当する案件について、警察に提供している
3 上記選択肢2 で示した基準以外に、通告を受けた案件の中から、一定の基準に合致する案件を警察に共有している

質問 11 回答欄

質問 11 選択肢3 詳細回答欄

設問
趣旨

- 市町村から児童相談所に共有されている情報の粒度を把握する

議論
内容
(抜粋)

- 選択肢 2: 「3 類型の児童虐待情報」に該当する案件についてのみ、警察に提供しているという選択肢があるが、「のみ」という表現は評価を含んでいるので削除すべきである

■ 質問 14、15: 警察官及び警察官 OB の配置状況を伺う質問

〈最終案〉

質問 14 (1) 貴課（児童虐待対応関連課）には、現職の警察官が配置されていますか。

質問 14 (1) 回答欄

未回答 1 配置されている
2 以前は配置されていたが、現在は配置されていない
3 過去に配置されたことが無い

未回答 (3) (1) において選択肢 1 を選択された場合は、貴課（児童虐待対応関連課）に配置されている警察官が貴課で担当されている業務として当てはまるものを全てお答えください。
※該当するセルに1を入力してください。

質問 14 (3) 回答欄

1 警察との連絡調整業務(情報共有を含む)	
2 児童虐待案件に係る調査業務	
3 保護者・被害児童との面接等の相談対応	
4 受理会議・援助方針会議への対応助言	
5 裁判所との連絡の窓口	
6 非行児童への指導・対応	
7 児童虐待対策地域協議会への参加(市町村職員としての参加)	
8 通告受理後の児童の状況の把握	
9 警備	
10 児童の一時保護への同行	
11 その他	

(4) (1) において選択肢 1 を選択された場合は、貴課（児童虐待対応関連課）における、今後の警察官の配置人数について、当てはまるものをお答えください。
また、その理由もお答えください。

質問 14 (4) 回答欄

未回答 1 現状と同水準の配置としたい
2 配置人数を増員したい
3 配置人数を減員したい

質問 14 (4) 理由回答欄

未回答 (5) (1) において選択肢 2、3 を選択された場合は、貴課（児童虐待対応関連課）における、今後の警察官の配置意向についてお答えください。
また、その理由もお答えください。

質問 14 (5) 回答欄

1 配置の意向がある
2 配置の意向はない

質問 14 (5) 理由回答欄

質問 15 (1) 貴課（児童虐待対応関連課）には、警察OBが配置されていますか。

質問 15 (1) 回答欄

未回答 1 配置されている
2 以前は配置されていたが、現在は配置されていない
3 過去に配置されたことはない

未回答 (3) (1) において選択肢 1 を選択された場合は、貴課（児童虐待対応関連課）に配置されている警察OBについて、貴課で担当されている業務を全てお答えください。
※該当するセルに1を入力してください。
※選択肢 10は、政令市及び児童相談所設置市のみ、ご回答ください。

質問 15 (3) 回答欄

1 警察との連絡調整業務	
2 児童虐待案件に係る調査業務	
3 保護者・被害児童との面接等の相談対応	
4 受理会議・援助方針会議への対応助言	
5 裁判所との連絡の窓口	
6 非行児童への指導・対応	
7 児童虐待対策地域協議会への参加(市町村職員としての参加)	
8 通告受理後の児童の状況の把握	
9 警備	
10 児童の一時保護への同行	
11 その他	

(4) (1) において選択肢 1 を選択された場合は、貴課（児童虐待対応関連課）における、警察OBの配置人数について当てはまるものをお答えください。
また、その理由もお答えください。

質問 15 (4) 回答欄

未回答 1 現状と同水準の配置としたい
2 配置人数を増員したい
3 配置人数を減員したい

質問 15 (4) 理由回答欄

未回答 (5) (1) において選択肢 2、3 を選択された場合は、今後の警察OBの配置意向についてお答えください。
また、その理由もお答えください。

質問 15 (5) 回答欄

1 配置の意向がある
2 配置の意向はない

質問 15 (5) 理由回答欄

〈別添〉

質問14 (2) (1)において選択肢1を選択された場合は、現在、貴課（児童虐待対応関連課）に配置されている警察官の人数を教えてください。

未回答

質問14(2)回答欄
(人)

質問15 (2) (1)において選択肢1を選択された場合は、現在貴課（児童虐待対応関連課）に配置されている警察OBの人数をお教えてください。

未回答

質問15(2)回答欄
(人)

設問
趣旨

- 市町村内における警察の配置状況を把握することで、市町村および警察間での人材交流に関する実態を明らかにする

議論
内容
(抜粋)

- 担当する業務について、「11. 立ち入り調査・臨検への同行」「12. 児童相談所内での各種管理業務」「13. 一時保護所の指導員」という選択肢が設置されているが、政令市を含め市町村の業務ではない為、削除すべきである
- 配置されている警察の階級については、こういった方が警察から市町村に来ているかということを知る質問であるため、残したほうが良いのではないか
- 今後の警察官・警察官OBの配置意向を聞くのであれば、最低限現在の配置人数を聞く必要があるのではないか
- 厚労省と警察庁の立場として、本調査では回答の粒度が異なるケースが多分にあると考えられる
- 委員の総意としては警察及び警察官OBの配置人数を聞くべきであると考えているが、警察庁・厚労省との意見の一致が見られなかった

■ 質問 16: 心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案について

〈最終案〉

質問16 心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案についてお伺いします。

未回答 (2) (1)において選択肢1を選択された場合は、現在、貴課（児童虐待対応関連課）に配置されている警察官の人数を教えてください。

- 児童相談所へ心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案が報告された場合に、児童相談所から事案送致を受ける前の段階において、児童の状況の把握を貴課（児童虐待対応関連課）で引き受けているかを教えてください。
- 児童相談所が通告を受けた心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案の中で、通告時に緊急性・事件性が高いと判断できた事案のみ貴課（児童虐待対応関連課）が児童の状況の把握をしている
- 児童相談所が通告を受けた心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案の中で、通告を受けた児童相談所での対応余力がない場合に、貴課（児童虐待対応関連課）が児童の状況の把握をしている
- 児童相談所が通告を受けた心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案は、原則、児童相談所で児童の状況の把握を行う
- その他

質問16(1)回答欄

未回答 心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案についてお伺いします。

(2) (1)において選択肢2を選択された場合は、児童相談所が通告を受けた心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案の児童の状況の把握を貴課（児童虐待対応関連課）に依頼される場合の判断基準として、当てはまるものを全てお教えてください。

※該当するセルに1を入力してください。

質問16(2)回答欄	
1 被害の重篤度	
2 外傷の有無	
3 被害児童の年齢	
4 加害保護者が虐待の事案を認めているか	
5 虐待の継続性・反復性	
6 被害発生からの経過時間	
7 加害保護者以外に家庭で児童を監護できる者がいるか	
8 他に兄弟・姉妹がいるか	
9 DVの類型 (例:身体的もの、精神的なもの、性的なものなど)	
10 DV被害の重篤度	
11 その他	

心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案についてお伺いします。

未回答 (3) (1)において選択肢2,3を選択された場合は、平成30年度中に児童相談所から貴課（児童虐待対応関連課）になされた事案送致の件数についてお教えてください。

質問16(3)回答欄

児童相談所から事案送致のなされた件数	(件)
--------------------	-----

心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案についてお伺いします。

未回答 (4) 心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案について、児童の状況の把握をするのに最も適切だと感じる機関について次の中からお教えてください。

1 市町村
2 児童相談所

質問16(4)回答欄

設問趣旨

- ・ 心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案の対応について、実態を把握する

**議論内容
(抜粋)**

- ・ 児童の状況の把握を受けるか否かの設問について、市町村が児童相談所から事案送致を受ける前か後か明示すべきである
- ・ 「心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案」という表現を用いて、いわゆる面前DVに相当する事案の統計数字を報告しているものが存在した。こちらを用いるべきである
- ・ 児童の状況の把握を行う主体を問う設問を設置していただきたい

■ 質問 20: 警察から受けた情報の児童相談所への共有状況について

〈最終案〉

質問20 警察から情報提供を受けた児童虐待相談事案への対応について、児童相談所への程度情報共有しているかお答えください。
未回答 1. 全て共有している
2. 必要に応じて共有している
3. 共有していない

質問20回答欄

設問趣旨

- ・ 市町村および児童相談所との連携強化が求められている中で、市町村および児童相談所間の情報共有について、連携・役割分担が円滑に行われているか把握する

**議論内容
(抜粋)**

- ・ 情報提供のみとされた事案については通告とは扱わず、「受理」は基本的になされないため、当該設問は削除すべきではないか
- ・ 一部の自治体の実際の運用であったとしても、そのような運用が基本ではない。通告者が用いる用語に関わらず、児童虐待が疑われる事実が伝えられれば、すべて受理すべき。
- ・ 児童相談所と市町村の連携について尋ねることは本調査の目的ではないので、削除すべきではないか
- ・ 通告自体は児童相談所に対して行われるものである。ただし、市町村にも情報提供が入ったときにどのように身を振るべきかということは尋ねたい

2-3 児童相談所票に係る主な議論

■ 質問 8: 身柄付通告以外の通告時の対応について

〈最終案〉

質問 8 児童相談所における、年間における警察からの身柄付通告以外の通告時の対応について、当てはまるものをお答えください。
※回答 1. 原則として全ての事案について警察官から口頭で説明を受けている。
2. 必要な事案について警察官から口頭で説明を受けており、その割合は半分以上である。
3. 必要な事案について警察官から口頭で説明を受けており、その割合は半分以上に達していない。
4. 必要な事案について警察官から口頭で説明を受けており、その割合は半分に満たない。
5. 原則として、一部の情報を除き警察官から口頭で説明は行われていない。

質問回答欄

設問 趣旨

- ・ 身柄付通告以外の事案について、どの程度警察官から口頭での説明を受けているか実態を把握する

議論 内容 (抜粋)

- ・ 制度上、通告側（警察）が児童相談所に来所する義務はないので、設問自体不要なのではないか
- ・ 対面で協議するか否かが非常に重要だと考えている。特に児童自身に非行の問題がありその背景にネグレクトがあるといった事案の虐待通告で書面だけでは良くわからないことがある。対面で内容についてしっかり質問したい
- ・ 警察官からの「説明」は、実質的な事案の内容から通告書記載の形式的にかかわることまで幅広くとらえられるため、回答を得て分析しても意味のあるものになるとは考えられない
- ・ 通告時の連携において、双方向のコミュニケーションが必要であると考えている。そのため、「協議」という文言を用いるべきである
- ・ 通告時に「協議」を行う義務はないので、当該設問を聞いても意味がないのではないかと
- ・ 双方向のコミュニケーションの有無を確認したいので、「口頭で説明を受けており」という表現が良いのではないかと

■ 質問 9: 警察から受ける情報の内容について

〈最終案〉

質問9 警察から児童虐待事案について通告が行われる際、現状、警察からどのような情報提供が行われていますか。また、通告後どのような情報が提供されていますか。
※回答 可能な限り記入してください。

質問9回答欄	通告時	通告後
1. 児童の状況		
2. 保護者の状況		
3. 児童の状況		
4. 児童の身体的状況		
5. 通告を受けた通告内容		
6. 通告を受けて対応するまでの経過		
7. 警察からの対応するまでの経過		
8. 情報提供があると有益であるその他の情報(以下に、具体例を記入ください)		
質問9その他の情報提供欄		

設問趣旨

- 警察から提供を受ける情報の内容を把握する

議論内容 (抜粋)

- 選択肢については、子供の状況や、警察とのコミュニケーションなど基本的な情報を伺いたいと考えている
- 選択肢 8 については、「情報提供があると有益であるその他の情報」とした方がよい
- 警察からの情報提供のタイミングは複数にわたるものと考えられるので、「通告時」と「通告後」に提供される情報を聞くべきである

■ 質問 10: 警察と児童相談所で異なる判断をした事案について

〈最終案〉

質問10 (1) 対応した事案の中で、児童相談所と、警察の判断が異なる事案がありますか。
※回答 あり/なし

(2) (1) において選択欄1を選択された場合、具体的にどのような内容をお書きください。
※児童相談所と警察の判断が異なる事案として、状況が異なるケース、状況が類似したケースいずれも記載してください。

(3) 一時保護にかかると判断について、児童相談所と警察で対応方針が異なる事案がありますか。
※回答 あり/なし

(4) 上記(3)において「あり」を選択された場合、具体的にどのような内容をお書きください。

質問10(1)回答欄	
具体例1	
具体例2	
具体例3	
質問10(3)回答欄	
質問10(4)理由回答欄	

設問趣旨

- 警察と児童相談所間での対応にかかる判断の齟齬を洗い出し、両者の連携における課題にかかる示唆を得る

議論内容 (抜粋)

- 当該設問は一時保護に限った話ではなく、援助方針全般で警察と児童相談所間で齟齬があったか聞く設問にすべきである
- 一時保護にかかる対応と広く全般的な対応で二つの設問を設計すべきである
- 回答者の負担を下げするため、具体例の数は3つまでにすべきである

■ 質問 11: 児童相談所から警察へ提供される情報の範囲について

〈最終案〉

質問11 貴機関が相談として受理した児童虐待事案のうち、児童相談所から警察への情報提供に関して、案件の対象範囲についてお答えください。

※回答 提供されるべき情報は、その種類もお答えください。
 1 児童虐待に関する情報提供している
 2 12類型の児童虐待情報(1)に該当する案件について、警察に提供している
 3 上記2種類以外で別の基準に基づいて、警察から一定の基準に該当するものを警察に提供している
 4 12類型の児童虐待情報(1)に該当する案件の一部について提供している
 5 情報提供していない

※回答 2 情報共有の方法についてお答えください。(複数回答可)

1 口頭での共有
 2 12とは別に電子メールを使って共有
 3 12とは別にクラウドサービスの共有
 4 12とは別にオンラインネットワークを使って共有
 5 その他

※回答 3 情報提供を実施する際に、対象となる情報項目について、該当するものを全てお答えください。
 ※該当するものに「記入してください」

※回答 4 貴機関から警察に対して情報提供を実施するタイミングについてお答えください。
 ※該当するものに「記入してください」

質問11-1)回答欄

質問11-1)理由回答欄

質問11-2)回答欄

質問11-3)回答欄

1 児童の氏名・性別・年齢・住所	
2 児童の家族構成	
3 児童と警察・児童に対する被害性	
4 児童と児童相談所(児童虐待相談窓口)の関係性	
5 児童の所属機関(学校、保育施設)	
6 児童が受けている虐待の種類(12種類)	
7 児童が受けている虐待の状況・経過	
8 児童の様子(身体的状況、精神的状況、行動等)	
9 児童の保護(児童相談所、警察等)	
10 児童の虐待(児童相談所、警察等)	
11 児童を保護する児童相談所の職員	
12 その他	

質問11-4)回答欄

1 案件を警察と連携共有する	
2 各案件の種類の異なる範囲で連携共有する	
3 各案件の種類と児童相談所から警察へ送附する(送附の可否欄)に共有する	
4 各案件の相談対応終了したタイミングで共有する	
5 その他	

設問
趣旨

- 児童相談所から、どのような範囲のどのような情報が警察に提供されているか把握する

議論
内容
(抜粋)

- (1) の選択肢について、「12 類型の児童虐待情報に該当する案件について提供する」を追加すべきである
- (2) の選択肢について、オンラインネットワークは現在整備されていない為、削除すべきである
- オンラインネットワークでつなげている自治体もあるので、(2) の選択肢に加えるべきである

■ 質問 14: 児童相談所と警察と自治体間での情報共有にかかる協定の締結状況について

〈最終案〉

質問14 所属する都道府県の警察と自治体との間での児童虐待事案に関する情報共有にかかる協定の締結状況をお答えください。

※回答 注 協定には、内容、申し合わせ等の名称も含む。
 1 協定を締結している
 2 協定の締結に向けた検討している
 3 協定の締結に向けた検討していない

質問14回答欄

設問
趣旨

- 児童相談所および都道府県の警察と自治体の間での協定の締結状況を把握する

議論
内容
(抜粋)

- 所属する都道府県の警察と自治体間での情報共有にかかる協定の締結状況について、児童相談所職員に尋ねることは不適切だと思われるので、削除すべきである

**議論
内容
(抜粋)**

- ・ 協定の法的主体が知事部局であるとしても、その具体的運用にあたるのは各児童相談所であることと、児童相談所において「申し合わせ」がなされている可能性が否定されないため、削除に反対である

■ 質問 18: 警察への援助要請を行わない理由について

〈最終案〉

質問 18	警察への援助要請をするにあたり、何らかの理由で援助要請しなかったことがありますか。援助要請を依頼しなかったことがある場合、その理由を自由にお答えください。	
未回答	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない	質問 18 回答欄
		質問 18 自由回答欄

**設問
趣旨**

- ・ 児童虐待防止法が制定されて 15 年経つにも関わらず援助要請の件数が伸びない事象について、その原因を収集する

**議論
内容
(抜粋)**

- ・ 援助要請をしない事情や理由は様々考えられる。そのため、設問文については、「警察への援助要請をするにあたり、何らかの理由で援助要請しなかったことがありますか。援助要請を依頼しなかったことがある場合、その理由を自由にお答えください」とすべきである

■ 質問 20、21: 児童相談所における警察の配置について

〈最終案〉

質問20
未回答

(1) 貴機関には、取締官が配置されていますが、あてはまるものをお答えください。
 1 配置されている
 2 過去に配置されていたが、現在は配置されていない
 3 過去に配置されたことはない

質問20(1) 回答欄

質問20
未回答

(2) (1)にて選択1を選択された場合は、貴機関に配置されている警察官が担当している業務について、あてはまるものを全てお答えください。
 ※該当するものを記入してください。

質問20(2) 回答欄

質問20
未回答

(3) (1)にて選択1を選択された場合は、貴機関における警察官の配置人数の意向について、あてはまるものをお答えください。
 1 増員したい
 2 現状のままでよい
 3 減員したい

質問20(3) 回答欄

質問21
未回答

(1) 貴機関には、警察官OBの職員が配置されていますが、あてはまるものをお答えください。
 1 配置されている
 2 過去に配置されていたが、現在は配置されていない
 3 過去に配置されたことはない

質問21(1) 回答欄

質問21
未回答

(2) (1)にて選択1を選択された場合は、貴機関に配置されている警察OBが貴機関で担当している業務について、あてはまるものをお答えください。

質問21(2) 回答欄

質問21
未回答

(3) 貴機関における、現在の警察OBの配置人数についてのお考えとして、あてはまるものをお答えください。
 1 増員したい
 2 現状のままでよい
 3 減員したい

質問21(3) 回答欄

〈別添〉

質問20
未回答

(2) (1)において選択1を選択された場合は、現在、貴児童相談所に配置されている警察官の人数をお答えください。

質問20(2) 回答欄 (人)

質問21
未回答

(2) (1)において選択1を選択された場合は、現在、貴児童相談所に配置されている警察OBの人数をお答えください。

質問21(2) 回答欄 (人)

**設問
趣旨**

**議論
内容
(抜粋)**

- 児童相談所における警察の配置状況を把握することで、児童相談所と警察間での人材交流の実態を把握する
- 児童相談所に配置された警察職員がどの程度情報共有の権限を持っているか問う質問については、あたかも権限の乱用をしているかのような印象を与えかねないので、削除を希望する
- 児童相談所と警察との連携として、警察官を配置する自治体が増えている中で、すでに配置された警察官がどのような経歴を持っているかという情報はその他の質問項目との関係で非常に有益である。そのため、人数と職階は聞くべきである。
- 厚労省と警察庁の立場として、本調査では回答の粒度が異なるケースが多分にあると考えられる。
- 委員の総意としては警察及び警察OBの配置人数を聞くべきであると考えているが、警察庁・厚労省と意見の一致が見られなかった

■ 質問 25、26、27: 具体的事象について

〈最終案〉

質問25
高検例1
※高検
警察から身柄付通告を受けた児童虐待相談事象のうち、平成30年10月1日以降最初に対応したケース3件についてお伺いします。
(児童の虐待など、同一家庭で起きた事例は1ケースとしてください)

質問26
高検例1
※高検
警察以外から通告を受けた児童虐待相談事象のうち、警察と連携を行った条件の中で、平成30年10月1日以降最初に対応したケース3件についてお伺いします。
(児童の虐待など、同一家庭で起きた事例は1ケースとしてください)

質問27
高検例1
※高検
警察以外から通告を受けた児童虐待相談事象のうち、警察と連携を行った条件の中で、平成30年10月1日以降最初に対応したケース3件についてお伺いします。
(児童の虐待など、同一家庭で起きた事例は1ケースとしてください)

質問25 高検例1 ① 警察
質問26 高検例1 ① 警察以外
質問27 高検例1 ① 警察以外

1) 当該事象が発生した日時-曜日
2) 警察から通告を受けた日時-曜日
3) 虐待類型
4) 児童の性別
5) 児童の年齢
6) 当事者事件化の状況
7) 警察からの身柄付通告の具体的な内容についてお伺いします。警察から提供される書類において、当該事件との関係が認められる箇所でも複数記載されているかについてお答えください。
8) 警察に警察が行った連絡内容についてお答えください。
9) 警察に警察が行った連絡内容についてお答えください。

質問25 高検例1 ② 警察
質問26 高検例1 ② 警察以外
質問27 高検例1 ② 警察以外

1) 当該事象が発生した日時-曜日
2) 警察から通告を受けた日時-曜日
3) 虐待類型
4) 児童の性別
5) 児童の年齢
6) 当事者事件化の状況
7) 警察に求めた連絡の要否についてお答えください。
8) 警察に警察が行った連絡内容についてお答えください。
9) 警察に警察が行った連絡内容についてお答えください。

1) 当該事象が発生した日時-曜日
2) 警察から通告を受けた日時-曜日
3) 虐待類型
4) 児童の性別
5) 児童の年齢
6) 当事者事件化の状況
7) 警察に求めた連絡の要否についてお答えください。
8) 警察に警察が行った連絡内容についてお答えください。
9) 警察に警察が行った連絡内容についてお答えください。

設問
趣旨

議論
内容
(抜粋)

- ・ ケース質問において、児童相談所が警察に援助を要請した内容および実際に警察が対応した内容などを集計することにより、連携における課題点を考える上での示唆を得る
- ・ (8) の選択肢は、「1. 一時保護の受託」「2. 児童の状況の把握・定期的な情報交換」「3. 定期的家庭訪問（同行訪問）」「5. 個別会議への出席」「6. その他（自由回答）」とすべきである
- ・ 上記の選択肢に反対である。場面を限定しすぎている印象をうける
- ・ 「一時保護の実施受託」というのは、意味が通らない。仮に、警察に一時保護を行わせるという意味であれば、法律上想定していないかなり稀有な事案であり、選択肢として相当ではない

■ 質問 28: 警察から通告を受けた案件における援助内容の共有状況について

〈最終案〉

質問28	警察から通告を受けた案件について、児童相談所において決定した援助方針の決定内容をもとに情報に伝えているが、	質問28調査欄
未回答	1 全て書面により通知している 2 全て電話等の口頭で通知している 3 案件によっては通知していない 4 原則として通知していない	

設問趣旨

- 警察から通告があった案件の措置内容について、どの程度警察に情報を共有しているか把握する

**議論内容
(抜粋)**

- 措置内容を警察に伝達することを当然の前提としているが、これは妥当ではない
- 警察から通告がなされた案件については、児童相談所から結果通知をしているのが前提であると考ええる。また、その方法についてあえて質問項目を設けるほどのことでもない。したがって、本設問は追加する必要がない
- 措置結果通知は方法が決まっておらず、自治体によってばらばらである現状を踏まえ、本質問を是非設置したい

■ 質問 32: 休日・夜間において身柄付通告を受けた際の対応内容について

〈最終案〉

質問32	休日・夜間において身柄付通告を受けた際について、次に挙げた選択肢について、児童相談所が現に対応できる対応内容についてお答えください。	質問32調査欄														
未回答	1 対応できる 2 余力があれば対応できる 3 対応できない	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>児童相談所における過去の警察・検察の届出への対応</td> <td></td> </tr> <tr> <td>身柄付通告への対応</td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童相談所への対応</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一時保護センターへの対応</td> <td></td> </tr> <tr> <td>立入調査要請への対応</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急援助要請への対応</td> <td></td> </tr> <tr> <td>以上肢1-6について現にも対応できない</td> <td></td> </tr> </table>	児童相談所における過去の警察・検察の届出への対応		身柄付通告への対応		児童相談所への対応		一時保護センターへの対応		立入調査要請への対応		緊急援助要請への対応		以上肢1-6について現にも対応できない	
児童相談所における過去の警察・検察の届出への対応																
身柄付通告への対応																
児童相談所への対応																
一時保護センターへの対応																
立入調査要請への対応																
緊急援助要請への対応																
以上肢1-6について現にも対応できない																

設問趣旨

- 休日・夜間における児童相談所の身柄付通告の受け入れ状況の実態を把握する

**議論内容
(抜粋)**

- 本質問は警察票質問 10, 11 と対になるものであることを踏まえると、設問文は「現に対応できるか否か」といった趣旨にすべきである
- 選択肢を「対応できる」「時間があれば対応できる」「対応できない」等とグラデーションをつけてはどうか

■ 質問 29: 身柄付通告への対応について

〈最終案（別添）〉

質問29 警察から身柄付通告の協議を受けた場合どのように対応していますか？
※回答者 1 基本的に全て通告に対応している
2 全てでは対応していない
3 その他

質問29の回答欄

設問 趣旨

議論 内容 (抜粋)

- ・ 児童相談所における警察からの身柄付通告の協議に対する対応状況を把握する
- ・ 警察が一時保護の必要性を認め身柄付通告を児童相談所に申し入れるも、児童相談所は「緊急性がない」「体制がとれない」等として身柄付通告の受理自体に難色を示すケースが発生しているとの報告があるため、その実態を明らかにして一層の連携強化を図りたい
- ・ 対応の定義があいまいであるため、回答に慎重さが求められる。実態を把握するうえで大事な質問だと思うが、表現ぶりから与える影響や、対応していないことをとがめるような印象も与えてしまう
- ・ 身柄付通告というのは法律上の処分ではなく、実務上の通称であり、あくまで虐待通告に過ぎない。通告がなされてこれに応じないということはあるので、質問の意味がない。なお、警察が身柄付通告したのに一時保護しないことがあるのかということが質問の趣旨であるとする、質問 10 で回答が得られるため、当該設問は追加することは適当ではないと考えられる
- ・ 警察に一時保護をするべきだという認識がある事例では原則として一時保護を行う方針で臨んでいる児童相談所が多い中で、都市部では一晩に数件の身柄付き通告の要請があり、定員を超えての入所が常態化し、崩壊状態に近い状況もある。
- ・ このような相互の危機感を踏まえ、まずは双方の問題意識を正確に把握する必要があるというところまで今年度で合意が得られた。しかしながら、当該設問を調査票に設置するか否かについては、今年度は合意が得られなかった。

■ 質問 30: 警察からの身柄付通告に対応しなかった場合における理由について

〈最終案（別添）〉

質問30
未回答
上記で質問2、3を回答した場合、警察からの身柄付通告に対応しない理由は何ですか。
1 緊急性など身柄付通告とする必要性に関する判断が警察と異なるため
2 夜間や休日などで受け入れ体制がないため
3 その他

質問30調査票

設問 趣旨

議論 内容 (抜粋)

- ・ 警察からの身柄付通告に対応しなかった場合における理由を明らかにする
- ・ 警察が一時保護の必要性を認め身柄付通告を児童相談所に申し入れるも、児童相談所は「緊急性がない」「体制がとれない」等として身柄付通告の受理自体に難色を示すケースが発生しているとの報告があるため、その実態を明らかにして一層の連携強化を図りたい
- ・ 回答者に対して「一時保護をしなければならないのか」という認識を与えてしまう。また、管理者が受け入れたくともキャパシティの問題で受け入れられない等、複雑な事情があるため、安易に当該設問を設置するべきではない
- ・ 警察に一時保護をするべきだという認識がある事例では原則として一時保護を行う方針で臨んでいる児童相談所が多い中で、都市部では一晩に数件の身柄付き通告の要請があり、定員を超えての入所が常態化し、崩壊状態に近い一時保護所がある。
- ・ このような相互の危機感を踏まえ、まずは双方の問題意識を正確に把握する必要があるというところまで今年度で合意が得られた。しかしながら、当該設問を調査票に設置するか否かについては、今年度は合意が得られなかった。

■ 質問 31: 警察の協議に応じなかった事案におけるその後の対応について

〈最終案（別添）〉

質問31
未回答
警察から身柄付通告の協議を受けたが応じなかった結果、後刻、警察から身柄付通告がなされた案件についてどのように対応していますか。
1 基本的に一時保護している
2 身柄付通告の協議を受けた経緯は関係なく、措置内容を決定
3 その他

質問31調査票

設問 趣旨

- ・ 身柄付通告に応じない事案におけるその後の一時保護の実態を把握する
- ・ 警察が一時保護の必要性を認め身柄付通告を児童相談所に申し入れるも、児童相談所は「緊急性がない」「体制がとれない」等として身柄付通告の受理自体に難色を示すケースが発生しているとの報告があるため、その実態を明らかにして一層の連携強化を図りたい

- ・ 警察に一時保護をするべきだという認識がある事例では原則として一時保護を行う方針で臨んでいる児童相談所が多い中で、都市部では一晩に数件の身柄付き通告の要請があり、定員を超えての入所が常態化し、崩壊状態に近い一時保護所がある。
- ・ このような相互の危機感を踏まえ、まずは双方の問題意識を正確に把握する必要があるというところまで今年度で合意が得られた。しかしながら、当該設問を調査票に設置するか否かについては、今年度は合意が得られなかった。

2-4 警察本部票に係る主な議論

■ 質問 3: 3 類型の児童虐待情報の提供状況について

〈最終案〉

質問3 児童相談所からの3類型の児童虐待情報の提供状況についてお答えください。
1 概ね提供を受けている
2 提供を受けているが、十分ではない
3 わからない

質問3回答欄

設問 趣旨

- ・ 警察が現状どの程度 3 類型にかかる情報の提供を受けているか把握する

議論 内容 (抜粋)

- ・ 選択肢に「部分的に提供を受けているが、十分ではない」とあるが、これは回答を誘導する者であり不適切である。「わからない」に留めるべきである

■ 質問 5: 児童相談所から 3 類型の児童虐待情報以外の情報提供をうけることに対する所感について

〈最終案〉

質問5 児童相談所から、3類型の児童虐待情報以外の情報の提供を受けることについてお考えをお答えください。
1 積極的に情報を提供してほしい
2 児童相談所の判断に委ねる
3 情報の内容による
4 不要である
5 わからない

質問5回答欄

設問 趣旨

- ・ 比較的軽度と思われる児童虐待情報の提供を受けることに対する意見を集める

議論 内容 (抜粋)

- ・ 「4. わからない (情報の内容による)」という選択肢は、「4. わからない」と「5. 情報の内容による」に分けるべきである

■ 質問 8: 児童虐待の疑いのある情報を認知した際の初期の対応を行う部門について
 〈最終案〉

質問8 貴都道府県警察が児童虐待の疑いのある情報を認知した場合(児童相談所からの情報提供による場合を除く)において、初期対応(現場臨場して被害の有無や状況を確認すること)はどの部門が行うかをお答えください。

質問8回答欄	
1 泣き声通告など情報の内容によっては、警察署地域部門の警察官が対応する	
2 情報の内容によらず、必ず生活安全課員が対応する	
3 情報の内容によっては、生活安全課員に加入刑事課員が対応する	
4 情報の内容によらず、必ず生活安全課員及び刑事課員双方で対応する	
5 事案の内容による	
6 その他(自由記載)	

質問8 その他自由記載欄

設問趣旨

- ・ 初期対応をどの部門が行うか把握し、警察の児童虐待対応にかかる実態を明らかにする

議論内容(抜粋)

- ・ 場合によってさまざまな対応が考えられるので、複数回答にしていたきたい。また、その他を設置し、自由記載にしていたきたい

■ 質問 10、11: 児童相談所と協議したが身柄付通告に至らなかった事案について
 〈最終案〉

質問10 身柄付通告を行うことについて、児童相談所と協議したが、児童相談所に断られ身柄付通告に至らなかったことがあるかお答えください。
 1.ある
 2.ない

質問10回答欄

質問11 児童相談所が、身柄付通告を受理しつつも一時保護を行わなかったことがあるかお答え下さい。
 1.ある
 2.ない

質問11回答欄

設問趣旨

- ・ 実態として児童相談所に身柄付通告を断られる事象がどの程度あるのか把握する

議論内容(抜粋)

- ・ 警察が一時保護の必要性を認め身柄付通告を児童相談所に申し入れるも、児童相談所は「緊急性がない」「体制がとれない」等として身柄付通告の受理自体に難色を示すケースが発生しているとの報告があるため、その実態を明らかにして一層の連携強化を図りたい
- ・ 本質問は児童相談所票 30 番以降と対をなすものである。仮に結果が警察票と児童相談所票で乖離するものであればうまく連携できていない実態を抽出することが出来るため、質問としては必要であると考えている
- ・ 本設問の結果と、児童相談所設問 30 の自由記載を突き合わせることで、警察と児童相談所の意識のずれ違いをあぶりだすことが可能となるのではないかと

■ 質問 17: 捜査過程で得た情報の提供状況について

〈最終案〉

質問 17 児童相談所が対応している児童虐待事案について、児童相談所に警察の捜査過程で得た情報を提供しているかどうかをお答えください。

- 1 警察から積極的に提供している
- 2 児童相談所から求められた場合のみ提供している
- 3 事案の内容による
- 4 全く提供していない

質問 17 回答欄

設問
趣旨

- ・ 児童相談所が対応している案件にかかる情報について、警察がどの程度能動的に情報を提供しているか把握する

議論
内容
(抜粋)

- ・ 「捜査情報で得た」と限定する必要はない。警察の保有情報は捜査により取得したものだけとは限らない
- ・ 回答者にとってのわかりやすさを考慮し、「捜査情報で得た」という文言とする

■ 質問 19: 児童相談所に配置する警察官の増員を求められた際の協力姿勢について

質問 19 財政措置、職員の定員問題が調整されたと仮定し、今後、都道府県知事部局から、現職警察官の児童相談所への配置人員の増員を求められた場合の協力姿勢についてお答えください。

- 1 できる限り賛成にしたい
- 2 賛成しにくい
- 3 わからない

質問 19 回答欄

その理由をお答えください

質問 19 自由回答欄

設問
趣旨

- ・ 知事部局から児童相談所に配置する警察官の増員を求められた際の協力姿勢を把握する

議論
内容
(抜粋)

- ・ 実際には財政措置や定員問題は簡単に解消しないものであるため、仮定の質問をすることに実益があるとは思えない。回答の具体的な理由などを自由記載して頂いた方が良い

■ 質問 21: 研修の実施状況について

〈最終案〉

質問21 下記の警察官を対象とした児童虐待被害への対応力強化を目的とした研修について、研修の参加状況をお答えください。 ※平成30年の実績をお答えください。 該当するセルに1を入力してください。 (1) 警察本部所属の関係部署の警察官						
	質問21(1) 回答欄					
	1 参加実績はない	2 児童相談所が主催する研修に参加	3 都道府県・政令市等が主催する警察官と児童相談所職員との研修に参加	4 一級市町村が主催する研修に参加	5 警察が主催する研修に参加	6 研修への参加状況は把握していない
1 立ち入り調査・臨検のロールプレイ研修						
2 児童・保護者への面談や協働関係等のロールプレイを行う研修						
3 臨検時に児童虐待の疑いがある場合に児童相談所と連携する研修						
4 臨検時の行動でコアスキルを用いた実学研修						
5 本部から問題点について話をする						
6 その他						
(2) 警察署の児童虐待担当部門の職員						
	質問21(2) 回答欄					
	1 参加実績はない	2 児童相談所が主催する研修に参加	3 都道府県・政令市等が主催する警察官と児童相談所職員の研修に参加	4 一級市町村が主催する研修に参加	5 警察が主催する研修に参加	6 研修への参加状況は把握していない
1 立ち入り調査・臨検のロールプレイ研修						
2 児童・保護者への面談や協働関係等のロールプレイを行う研修						
3 臨検時に児童虐待の疑いがある場合に児童相談所と連携する研修						
4 臨検時の行動でコアスキルを用いた実学研修						
5 本部から問題点について話をする						
6 その他						
(3) 警察署の地域課門の職員						
	質問21(3) 回答欄					
	1 参加実績はない	2 児童相談所が主催する研修に参加	3 都道府県・政令市等が主催する警察官と児童相談所職員の研修に参加	4 一級市町村が主催する研修に参加	5 警察が主催する研修に参加	6 研修への参加状況は把握していない
1 立ち入り調査・臨検のロールプレイ研修						
2 児童・保護者への面談や協働関係等のロールプレイを行う研修						
3 臨検時に児童虐待の疑いがある場合に児童相談所と連携する研修						
4 臨検時の行動でコアスキルを用いた実学研修						
5 本部から問題点について話をする						
6 その他						

設問趣旨

- 警察と児童相談所、市町村の職員が合同で行う研修の取組状況を明らかにする

議論内容 (抜粋)

- 「警察本部所属の警察官」という文言を「警察本部所属の関係部署の警察官」に変更すべきである
- 「合同研修」という文言は「研修」に変更すべき

■ 質問 21: 協定の締結状況について

〈最終案〉

質問22 3類型の児童虐待情報以外の情報に関わる貴都道府県警察と都道府県知事部局との間の情報共有に関する協定についてお答えください。

注)協定には、覚書、申し合わせ等の名称も含む

1. 協定を締結している
2. 協定の締結に向けた検討をしている
3. 協定の締結に向けた検討はしていない

質問22回答欄

設問
趣旨

- ・ 3 類型の児童虐待情報の連携にかかる協定の有無について明らかにする

議論
内容
(抜粋)

- ・ 選択肢については、その他などを設けず、シンプルに「1. 協定を締結している」「2. 協定の締結に向けた検討をしている」「3. 協定の締結に向けた検討はしていない」とすべき

3. 次年度以降に継続して議論を要する事項

3-1 継続検討課題

検討委員会を通じ、調査票の確定に向けて次年度以降に継続的に検討すべき事項が何点か積み残された。本節では、次年度以降に調査票を改修することを念頭に置き、調査票の改修の必要がある設問項目について詳述する。

① 児童相談所から警察への情報提供に関する議論

児童相談所側から警察に情報を提供できる根拠について、どう訊くかといった議論が積み残された。検討会では、犯罪捜査であれば、公務員法が該当し基本的には犯罪と考えられる事案に関して、公務員は情報を関係機関に提供しなければならないという意見が挙げられた。このほかに、個人情報保護条例で、個々の自治体によって決められている枠組みの中で情報開示しているという意見もあった。

なお、本項については、第三者提供の根拠としてどのようなものを準拠しているか、児童相談所職員が情報提供のための何らかの枠組みを自覚して情報提供しているのか、もしくは全く無自覚で情報提供しているのか、を明らかにすることが目的となる。しかし、実態として、締結された協定の内容を根拠に情報提供をしている姿が一般的という意見もあった。その場合、協定そのものの設定の仕方が各自治体によって考え方は多岐にわたることから、本項については継続的な議論を要する旨を確認した。

② 援助要請の実施状況(児童相談所 質問 16)

援助要請については、本来必要な援助要請ができていないケースはないのではないかという問題提起があったが、警察に援助要請を行うケースのほうがレアケースなので、むしろ援助要請を行うケースの内容を詳細に伺えばよいという意見があった。たとえば目黒の事案は、本来は警察と連携すべき事案であったとの意見がある。そのため、今回の調査では援助要請を妨げる要因が何なのかを把握することが求められた。厚生労働省からも、援助要請を妨げる要因については調査すべきという意見があがった。平成 10 年度以降援助要請件数が増えていないという統計結果を踏まえ、もし援助要請を行えない理由があるのであれば次年度調査の中で明らかにする必要があるという点を確認された。

③ 警察への情報提供の件数(児童相談所 質問 12)

警察から児童相談所への通告の内容やその対応、児童相談所から警察への情報提供の件数や基準を問う設問において、重篤または重大な虐待が疑われる場合と、そうではない場合に分けて、設問を設定することが必要とされた。しかし、児童相談所へのヒアリングによれば、「重篤」な事案、虐待ということは、様々な状況により現実的には判断されているが、調査で問われるとなると厳密な定義がなく、回答に窮する可能性があるとの指摘があった。

そのため、設問化する場合は、その状況や場面について、具体的な選択肢を置くか自由記入にする必要があるが、重篤または重大な虐待が疑われる状況は多岐に渡り、選択肢の設定も慎重に行う必要がある。本項については継続的な議論を要する旨を確認した。

④身柄付通告への拒否に関する設問(児童相談所 質問 29-質問 31)

警察が一時保護の必要性を認め身柄付通告を児童相談所に申し入れるも、児童相談所が「緊急性がない」「体制がとれない」等として身柄付通告の受理自体に難色を示すケースが発生しているとの報告があるため、その実態を問う設問が必要とされた。しかし、児童相談所票質問 10 と内容が重複することから、本設問は不要であると委員から意見があり、本年度調査では設問の設置有無について合意が得られなかった。本項については継続的な議論が必要とされる旨を検討会において確認した。

⑤調査ボリュームに関する意見

委員からは調査内容の総量について、多すぎるという意見があげられた。調査票作成の段階で委員からの提案を調査票に反映しているため、全体を通して合理化する必要があったと言える。具体的に削除要請のあった設問について下記に整理した。下記は、次年度以降において継続して検討する必要があると考えられる。

3-2 検討会終了後の調査票回覧で得られたご意見

最終回検討会の後、委員から調査票にかかる下記の指摘を受けた。なお、調査票は検討会を経て内容の修正・変更を進める必要があることから、本調査においては、検討会終了後から年度末にかけて委員に対し意見招請を実施し、寄せられたコメントを下記のとおり集約した。

①市町村票質問 16、17(4)について

心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案についてお問い合わせ。
 (4) 心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案について、児童の状況の把握をするのに最も適切だと思う機関について次の中からお答えください。

未回答
 1.市町村
 2.児童相談所

質問16(4) 回答欄

泣き声通告事案についてお問い合わせ。
 (4) 泣き声通告について、児童の状況の把握をするにあたり次の中から最も適切だと思う機関についてお答えください。

未回答
 1.市町村
 2.児童相談所

質問17(4) 回答欄

上記設問の選択肢には、市町村、児童相談所以外の選択肢として「その他」あるいは「ケースにより異なる」が必要だと思われる。

②市町村票質問 18(ケース設問)以降について

質問18 (ケース質問1) 質問以外から通告を受けた児童虐待相談事案のうち、警察との情報共有を行った事案の中で、平成30年10月1日以降に最初に対応したケース1件についてお問い合わせ。
 児童18 養護児童対策地域協議会の運営管理会議とは別に、個別で対応したものについて記入してください。

未回答

質問18回答欄				
(年)	(月)	(日)	(曜日)	(時ごろ) 24時間表記
1)当該事案の発生した日時・曜日				
2)通告を受けた日時・曜日				
3)虐待類型				
1 身体的虐待		4)虐待の程度		5)児童の性別
2 性的虐待		1 生命の危機あり		1 男児
3 ネグレクト		2 重症		2 女児
4 心理的虐待(心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案除く)		3 中症		6)児童の年齢
5 心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案		4 軽症		
7)刑事事件化の状況				
1 立件されている				
2 立件されていない				
8)通告経路				
9)情報共有を行った理由				

虐待の重症度の選択肢において、「虐待の危惧あり」が必要である。

③児童相談所票質問 12について

質問12 (1) 質問以外から通告を受けた児童虐待相談事案で、平成30年10月1日から同年10月末までの間に通告受理後、警察への即日での情報共有を行った(補助要請を除く)事案の件数についてお答えください。

未回答

質問12(1) 回答欄

(件)

(2) (1)でお答えいただいた情報共有の事案件数のうち、「3類型の児童虐待情報」に該当する件数についてそれぞれお答えください。

未回答

質問12(2) 回答欄	
①	(件)
②	(件)
③	(件)

① 虐待による外傷、ネグレクト又は性的虐待があると考えられるなど、「子どもの虐待対応の手引」(第4章の「一時保護決定」)に向けてのアセスメントシート)の基準に照らして、アセスメントシート①の①から③までいずれかに該当する事案に関する情報
 ② 通告受理済み事案のうち、通告受理後、子どもと面会ができず、48時間以内に児童相談所や関係機関において子どもの状況の把握ができない事案に関する情報
 ③ ①の児童虐待に起因した一時保護又は施設入所、重症虐待等の措置もしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報

通告受理後警察に即日情報提供したケースを対象とした場合、(2)で聞いている3類型の内の②と③は対象外となるので、(2)の設問の意味がなくなってしまうのではないかと。質問12は「通告受理後」と「即日」を削除し、警察に情報提供をしたケースを聞くのが適切である。

④ 児童相談所票質問 25(ケース設問)以降について

質問25
真体例1
※回答

身柄付通告以外で警察から受けた児童虐待通告について、平成30年10月1日以降最初に対応したケース3件についてお答えください。
(児童の性別など、同一家庭で起きた事例は1ケースとしてください)

質問25 1 解答欄		(曜日)	(特ごう)2件別表
(年)	(月)	(日)	
1)当該事例の発生した日付(曜日)			
2)児童からの通告を受けた日付(曜日)			
3)虐待類型	1 身体虐待 2 性的虐待 3 その他	4)児童の性別	1 男性 2 女性
5)児童の年齢			
6)当事者特化の状況	1 立派されている 2 立派されていない		
7)児童からの虐待通告の具体的な内容についてお答えください。児童から提供される情報において当該対応への影響が最も大きいと思われる内容を優先して記載してください。	1 含まれている 2 含まれていない	8)実際に警察が行った連絡内容についてお答えください。	質問25 真体例1 8) 解答欄
			1 完全無視(児童の状況の把握) 2 追加情報の提供 3 警察からの捜査への要請(出稼) 4 安全確保のための対応 5 同行支援 6 緊急通報 7 その他(自由記述)
			質問25 真体例1 8) 自由回答欄

ケース質問以降において、虐待の重症度を聞くべきではないか。

⑤ 児童相談所票質問 27 について

質問27
真体例1
※回答

警察以外からの通告を受けた児童虐待相談事例のうち、警察と連携を行った事例の中で、平成30年10月1日以降最初に対応したケース3件についてお答えください。
(児童の性別など、同一家庭で起きた事例は1ケースとしてください)

質問27 1 解答欄		(曜日)	(特ごう)2件別表	特定できない
(年)	(月)	(日)		
1)当該事例の発生した日付(曜日)				
2)児童からの通告を受けた日付(曜日)				
3)虐待類型	1 身体虐待 2 性的虐待 3 その他	4)児童の性別	1 男性 2 女性	
5)児童の年齢				
6)当事者特化の状況	1 立派されている 2 立派されていない			
7)警察に対し、連携を求めた理由についてお答えください。(複数回答可)	質問27 真体例1 7) 解答欄	8)実際に警察が行った連絡内容についてお答えください。	質問27 真体例1 8) 解答欄	
	1 完全無視(児童の状況の把握) 2 追加情報の提供 3 警察からの捜査への要請(出稼) 4 安全確保のための対応 5 同行支援 6 緊急通報 7 その他(自由記述)		1 完全無視(児童の状況の把握) 2 追加情報の提供 3 警察からの捜査への要請(出稼) 4 安全確保のための対応 5 同行支援 6 緊急通報 7 その他(自由記述)	
			質問27 真体例1 8) 自由回答欄	

当該設問は警察以外からの通告が対象となっているため、選択肢 2)の警察からの通告日は削除すべきではないか。むしろ、どの機関から通告を受けたのか、警察にはいつ情報提供したのかを聞いた方が良いのではないか。

⑥ 児童相談所票質問 32 について

質問32
※回答

休日・夜間において警察から通告を受けた際について、次に示した選択肢について、児童相談所が対応している対応内容についてお答えください。

質問32 解答欄	
1 即時対応可能	
2 一定時間を要するが対応可能	
3 対応不可能	

質問32 解答欄	
1 児童相談所における過去の類似状況の照会への対応	
2 身柄付通告への対応	
3 緊急時(警察)への対応	
4 一時保護要請への対応	
5 立入調査要請への対応	
6 福祉サービス等への対応	
7 その他(自由記述)	

当該設問は対応の内容について問う設問であるのにも関わらず、選択肢は即時対応が可能か否かを聞くものとなっている。児童相談所によって身柄付通告の対応については一時保護だけを行うところと、安全確認まで行うところと幅があるので、その点について問うべきではないか。

選択肢については、「常時対応が可能」「状況により対応が可能」「対応できない」に変更すべきである。

⑦ 児童相談所票質問 33 について

質問17
※回答

他にどのような事例において連絡要請を実施しますか、自由にお答えください。

質問33
※回答

実際に警察に連絡要請したケースについて、ケースの概要及び連絡要請をした理由について自由にお答えください。

質問17 解答欄	

質問33 解答欄	

当該設問は質問 17 と重複しているため、質問 17 に統合したほうが良いのではないか。

参考資料① アンケート調査票案

1. 知事部局向け調査票

【定義】「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係関係会議決定）のⅢ「児童相談所と警察の情報共有の強化」において示されている。以下の①から③の児童虐待情報については、本アンケート調査において「3種類の児童虐待情報」と表記する。
 ① 虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等に関する情報
 ② 通告受理後、子どもと面会ができず、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案に関する情報
 ③ ①の児童虐待に起因した一時保護や施設入所等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報

質問1
未回答 貴都道府県名をお答えください。

質問1回答欄

質問2
未回答 管轄する地域の人口をお答えください。（把握されている最新のデータをご記入ください）
そのうち、児童（18歳未満）の人口もお答えください。

質問2回答欄	
総人口	(人)
うち児童(18歳未満)の人口	(人)

質問3
未回答 (1) 貴都道府県の児童相談所における、警察官(現職・OB)の配置状況についてお答えください。
1.現在、配置している
2.以前は配置していたが、現在は配置していない
3.過去に配置したことはない

質問3(1)回答欄	
現職	OB

(2) 別添に記載

未回答 (3) (1)にて選択肢1 を選択された場合は、今後の警察官(現職・OB)の児童相談所への配置意向についてお答えください。また、その理由もお答えください。
1.現状と同水準の配置としたい
2.配置人数を増員したい
3.配置人数を減員したい

質問3(3)回答欄	
現職	OB

質問3(3)理由回答欄

未回答 (4) (1)において選択肢2、3 を選択された場合は、今後の警察官(現職・OB)の児童相談所への配置意向についてお答えください。
1.配置する意向がある
2.配置する意向はない

質問3(4)回答欄	
現職	OB

質問4
未回答 貴都道府県において、児童虐待相談の専門職(児童福祉司・児童心理司等)と警察官が合同で参加する以下の研修・セミナー・勉強会を、どの程度の頻度で開催していますか。
例)立入調査・臨検等のロールプレイ研修、児童・保護者への面接や協同面接等のロールプレイ研修、個別の虐待事例を題材としたケーススタディの共有

質問4回答欄

- 1.年に2回以上
- 2.年に1回
- 3.2年に1回以下
- 4.開催していない
- 5.把握していない

質問5 貴都道府県と同警察との間で児童虐待事案に係る情報の共有に関する協定の締結状況をお答えください。
未回答 **注)協定には、覚書、申合せ等の名称のものも含む**

- 1.協定を締結している
- 2.協定の締結に向けた具体的な検討をしている
- 3.現時点で具体的な検討はしていないが、将来的には協定を締結したい
- 4.締結をする予定はない
- 5.その他

質問5回答欄

質問6 質問5において選択肢1を選択された場合は、児童相談所が通告を受けた児童虐待相談のうち、児童相談所から警察への情報共有を行う案件の対象範囲について、当てはまるものをお答えください。
未回答 **選択肢3を選択された場合には、基準について、詳細をお答えください。**

- 1.児童虐待相談として受理した案件全てを警察に提供している
- 2.「3類型の児童虐待情報」に該当する案件についてのみ、警察に提供している
- 3.上記選択肢2で示した基準以外に、通告を受けた案件の中から、一定の基準に合致する案件を警察に共有している

質問6回答欄

質問6 選択肢3の詳細回答欄

連絡先 今後、アンケートの回答結果について問合せやヒアリング等をお願いする場合がございます。
未回答 つきましては、ご回答いただいた**代表者の方のお名前・ご所属**をお答えください。

回答者連絡先			
1.所属部署 (必須)			
2.連絡先 (必須)			
3.回答者氏名 (必須)			

備考欄

備考欄

(別添)

質問3 (2) (1)にて選択肢1を選択された場合は、警察官(現職・OB)の児童相談所への配置人数について、お答えください。
未回答

質問3(2)回答欄	
現職	OB
	(人)

2. 市町村向け調査票

【定義】「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係関係会議決定)のⅢ「児童相談所と警察の情報共有の強化」において示されている、以下の①から③の児童虐待情報については、本アンケート調査において「3類型の児童虐待情報」と表記する。

- ① 虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等に関する情報
- ② 通告受理後、子どもと面会ができず、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案に関する情報
- ③ ①の児童虐待に起因した一時保護や施設入所等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報

質問1
未回答 貴市区町村名をお答えください。

質問1回答欄

質問2
未回答 管轄する地域の人口をお答えください。(把握されている最新のデータをご記入ください)
そのうち、児童(18歳未満)の人口もお答えください。

質問2回答欄		
総人口		(人)
うち児童(18歳未満)の人口		(人)

質問3
未回答 児童虐待に関する業務を担当する職員数をお答えください。
そのうち、児童福祉司と同様の任用資格を有する職員数もお答えください。
※兼務や非常勤の職員も含めた数値をお答えください。

質問3回答欄		
職員数		(人)
うち任用資格を有する職員数		(人)

質問4
未回答 貴市区町村における年間の虐待相談対応件数をお答えください。また、以下の内訳について、それぞれの件数をお答えください(平成30年度、以下同様)。

質問4回答欄			
虐待種別	虐待相談対応件数	うち警察からの通告	
虐待相談対応総件数			(件)
うち身体的虐待(うち警察からの通告を右枠に記載)			(件)
うち性的虐待(うち警察からの通告を右枠に記載)			(件)
うちネグレクト(うち警察からの通告を右枠に記載)			(件)
うち心理的虐待(うち警察からの通告を右枠に記載)			(件)
うち暴力の目撃等による事案(うち警察からの通告を右枠に記載)			(件)

質問5
未回答 警察から児童虐待事案について、照会や情報提供が行われる際、市町村が児童虐待事案に対応するためにはどのような内容の情報が提供されれば有益ですか。
自由にお答えください。

質問5回答欄

質問6
未回答 貴市区町村では、要保護児童対策地域協議会で行う対象事例の進行管理を行う会議(実務者会議またはこれとは別に設ける進行管理会議)を年間でどの程度の回数行っていますか。
また、そのうちこの会議に警察が参加した回数をお答えください。

質問6回答欄		
年間開催総数	うち警察が参加した回数	(回)

質問7
未回答 貴市区町村の要保護児童対策地域協議会で警察と合同で参加する研修・セミナー・勉強会等について、どの程度の頻度で開催されているかをお答えください。
また、そのうち警察が参加する場合の頻度についてもお答えください。
例)立入調査・臨検等のロールプレイ研修、児童・保護者への面接や協同面接等のロールプレイ研修、個別の虐待事例を題材としたケーススタディの共有

- 1.年に2回以上
- 2.年に1回
- 3.2年に1回以下
- 4.開催していない
- 5.把握していない

質問7回答欄		
全体	うち警察が参加する頻度	

質問8 市区町村と警察との連携に際して、貴市区町村において活用しているマニュアル・ガイドラインについてお答えください。
未回答 ※該当するセルに1を入力してください。

質問8回答欄				
	国の通知・ガイドライン	都道府県が作成した マニュアル・ガイドライン	貴市町村(児童虐待対応関連課) が作成した マニュアル・ガイドライン	その他
1. 通告受理時に即日警察への情報共有をすべきかどうかの判断				
2. 家庭訪問時の警察への事前連絡の必要性の判断				
3. 家庭訪問時の警察への援助要請の必要性の判断				
4. 警察への経過報告のタイミングの判断				
5. 警察への経過報告時に共有すべき情報				
6. 児相が立ち入り調査・臨検を実施する際の手順				

なお、上記「国の通知・ガイドライン」における「通知」「ガイドライン」は、それぞれ下記を指します。

通知:「児童虐待への対応における警察との連携の強化について」(平成30年7月20日、子家発0720第2号)
ガイドライン:「児童相談所運営指針について」(平成30年10月25日、子発1025第1号)

質問9 貴市区町村と警察との間で児童虐待事案に係る連携に関する協定の締結状況をお答えください。

未回答

注)協定には、覚書、申合せ等の名称のものも含む

1. 協定を締結している(都道府県と都道府県警察の協定に準ずると取り決めている場合も含む)
2. 協定の締結に向けた具体的な検討をしている
3. 現時点で具体的な検討はしていないが、将来的には協定を締結したい
4. 締結をする予定はない
5. その他

質問9回答欄

質問10 警察に対して情報提供をする際の連絡経路として当てはまるものをお答えください。

未回答

1. 貴課(児童虐待対応関連課)から直接警察に連絡する
2. 貴課(児童虐待対応関連課)から児童相談所を経由して警察に連絡する
3. 情報提供はしていない
4. その他

質問10回答欄

質問11 貴市区町村が対応する児童虐待相談のうち、貴市区町村と警察との間で情報共有を行う案件の対象範囲についてお答えください。

未回答

選択肢3 を選択された場合には、基準について、詳細をお答えください。

1. 児童虐待相談として受理した案件全てを警察に提供している
2. 「3類型の児童虐待情報」に該当する案件について、警察に提供している
3. 上記選択肢2 で示した基準以外に、通告を受けた案件の中から、一定の基準に合致する案件を警察に共有している

質問11回答欄

質問11 選択肢3詳細回答欄

質問12 平成30年度中に、児童相談所から貴課(児童虐待対応関連課)になされた事案送致の件数及び、そのうち警察から児童相談所に送致された心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案の件数をお答えください。

未回答

質問12回答欄

平成30年度中に、児童相談所からなされた事案送致の件数	うち 警察から児相に送致された心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案の件数

(件)

質問13 警察以外から通告を受けた児童虐待相談事案について、平成30年度中に、通告受理の件数及び、そのうち通告受理日のうちに警察との情報共有を行った事案の件数をお答えください。

未回答

質問13回答欄

通告受理件数	うち 通告受理日に警察との情報共有を行った事案件数

(件)

質問14 (1) 貴課（児童虐待対応関連課）には、現職の警察官が配置されていますか。

未回答

1. 配置されている
2. 以前は配置されていたが、現在は配置されていない
3. 過去に配置されたことが無い

質問14(1) 回答欄

(2) 別添に記載

未回答

(3) (1) において選択肢1 を選択された場合は、貴課（児童虐待対応関連課）に配置されている警察官が貴課で担当されている業務として当てはまるものを全てお答えください。
 ※該当するセルに1を入力してください。

質問14(3) 回答欄

1. 警察との連絡調整業務(情報共有を含む)	
2. 児童虐待案件に係る調査業務	
3. 保護者・被害児童との面接等の相談対応	
4. 受理会議・援助方針会議への対応助言	
5. 裁判所との連絡の窓口	
6. 非行児童への指導・対応	
7. 要保護児童対策地域協議会への参加(市町村職員としての参加)	
8. 通告受理後の児童の状況の把握	
9. 警備	
10. 児童の一時保護への同行	
11. その他	

未回答

(4) (1) において選択肢1 を選択された場合は、貴課（児童虐待対応関連課）における、今後の警察官の配置人数について、当てはまるものをお答えください。
 また、その理由もお答えください。

質問14(4) 回答欄

1. 現状と同水準の配置としたい
2. 配置人数を増員したい
3. 配置人数を減員したい

質問14(4) 理由回答欄

未回答

(5) (1) において選択肢2, 3 を選択された場合は、貴課（児童虐待対応関連課）における、今後の警察官の配置意向についてお答えください。
 また、その理由もお答えください。

質問14(5) 回答欄

1. 配置の意向がある
2. 配置の意向はない

質問14(5) 理由回答欄

質問15 (1) 貴課（児童虐待対応関連課）には、警察OBが配置されていますか。
 未回答 1.配置されている
 2.以前は配置されていたが、現在は配置されていない
 3.過去に配置されたことはない

質問15(1) 回答欄

(2) 別添に記載

未回答 (3) (1) において選択肢1 を選択された場合は、貴課（児童虐待対応関連課）に配置されている警察OBについて、貴課で担当されている業務を全てお答えください。
 ※該当するセルに1を入力してください。
 ※選択肢10は、政令市及び児童相談所設置市のみ、ご回答ください。

質問15(3) 回答欄	
1.警察との連絡調整業務	
2.児童虐待案件に係る調査業務	
3.保護者・被害児童との面接等の相談対応	
4.受理会議・援助方針会議への対応助言	
5.裁判所との連絡の窓口	
6.非行児童への指導・対応	
7.要保護児童対策地域協議会への参加(市町村職員としての参加)	
8.通告受理後の児童の状況の把握	
9.警備	
10.児童の一時保護への同行	
11.その他	

未回答 (4) (1) において選択肢1 を選択された場合は、貴課（児童虐待対応関連課）における、警察OBの配置人数について当てはまるものをお答えください。
 また、その理由もお答えください。
 1.現状と同水準の配置としたい
 2.配置人数を増員したい
 3.配置人数を減員したい

質問15(4) 回答欄

質問15(4) 理由回答欄

未回答 (5) (1) において選択肢2,3 を選択された場合は、今後の警察OBの配置意向についてお答えください。
 また、その理由もお答えください。
 1.配置の意向がある
 2.配置の意向はない

質問15(5) 回答欄

質問15(5) 理由回答欄

質問16 心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案についてお伺いします。

未回答

【定義】被虐待児童が同居する家庭における配偶者(婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に対する暴力や、被虐待児童のきょうだい虐待行為の目撃等により、心理的虐待とされている事案

(1) 児童相談所へ心理的虐待のうち暴力等の目撃にかかる通告があった場合に、児童相談所から事案送致を受ける前の段階において、児童の状況の把握を貴課(児童虐待対応関連課)で引き受けているかをお答えください。

- 1.児童相談所が通告を受けた心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案であれば、貴課(児童虐待対応関連課)が必ず児童の状況の把握をしている
- 2.児童相談所が通告を受けた心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案の中で、通告時に緊急性・事件性が高くないと判断できた事案のみ貴課(児童虐待対応関連課)が児童の状況の把握をしている
- 3.児童相談所が通告を受けた心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案の中で、通告を受けた児童相談所での対応余力がない場合に、貴課(児童虐待対応関連課)が児童の状況の把握をしている
- 4.児童相談所が通告を受けた心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案は、原則、児童相談所で児童の状況の把握を行う
- 5.その他

質問16(1)回答欄

未回答 心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案についてお伺いします。

(2) (1)において選択肢2,3を選択された場合は、児童相談所が通告を受けた心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案の児童の状況の把握を貴課(児童虐待対応関連課)に依頼される場合の判断基準として、当てはまるものを全てお答えください。

※該当するセルに1を入力してください。

質問16(2)回答欄

1.被害の重篤度	
2.外傷の有無	
3.被害児童の年齢	
4.加害保護者が虐待の事実を認めているか	
5.虐待の継続性・反復性	
6.被害発生からの経過時間	
7.加害保護者以外に家庭で児童を監護できる者がいるか	
8.他に兄弟・姉妹がいるか	
9.DVの種類 (例:身体的なもの、精神的なもの、性的なものなど)	
10.DV被害の重篤度	
11.その他	

心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案についてお伺いします。

未回答

(3) (1)において選択肢2,3を選択された場合は、平成30年度中に児童相談所から貴課(児童虐待対応関連課)になされた事案送致の件数についてお答えください。

質問16(3)回答欄

児童相談所から事案送致のなされた件数	
--------------------	--

(件)

心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案についてお伺いします。

未回答

(4) 心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案について、児童の状況の把握をするのに最も適切だと思う機関について次の中からお答えください。

- 1.市町村
- 2.児童相談所

質問16(4)回答欄

質問17 泣き声通告事案についてお伺いします。

未回答 【定義】「泣き声通告事案」とは、近所の人が虐待行為を直接、目撃していなくても、頻繁に激しい泣き声が聞こえるといった通告情報に基づく事案をいいます。

(1) 児童相談所へ泣き声通告があった場合に、安全児童相談所から事案送致を受ける前の段階において、確認を貴課（児童虐待対応関連課）で引き受けているかをお答えください。

- 1.児童相談所が通告を受けた泣き声通告事案であれば、貴課（児童虐待対応関連課）が必ず対応をしている
- 2.児童相談所が通告を受けた泣き声通告事案の中で、通告時に緊急性・事件性が高くないと判断できた事案のみ貴課（児童虐待対応関連課）が対応をしている
- 3.児童相談所が通告を受けた泣き声通告事案の中で、通告を受けた児童相談所での対応余力がない場合に、貴課（児童虐待対応関連課）が対応をしている
- 4.児童相談所が通告を受けた泣き声通告事案は、原則、児童相談所で児童の状況の確認を行う
- 5.その他

質問17(1) 回答欄

泣き声通告事案についてお伺いします。

(2) (1) において選択肢2 を選択された場合は、児童相談所が通告を受けた事案の児童の状況の把握が貴課（児童虐待対応関連課）に依頼される場合の判断基準として、当てはまるものを全てお答えください。

未回答 ※該当するセルに1を入力してください。

質問17(2) 回答欄

1.被害の重篤度	
2.外傷の有無	
3.被害児童の年齢	
4.加害保護者が虐待の事実を認めているか	
5.虐待の継続性・反復性	
6.被害発生からの経過時間	
7.加害保護者以外に家庭で児童を監護できる者がいるか	
8.他に兄弟・姉妹がいるか	
9.DVの種類 (例:身体的なもの、精神的なもの、性的なものなど)	
10.DV被害の重篤度	
11.その他	

泣き声通告事案についてお伺いします。

(3) (1) において選択肢2, 3 を選択された場合は、児童相談所が事案の児童の状況の把握を貴課（児童虐待対応関連課）に依頼する場合の依頼内容および平成30年度中の事案件数をお答えください。

未回答

※該当するセルに1を入力してください。

質問17(3) 回答欄 依頼内容

1.初期の児童の状況の把握を市区町村へ依頼	
2.援助内容の決定のための調査以降を市区町村へ依頼	
3.児童相談所で援助内容を決定した後、経過の観察・フォローを市区町村へ依頼	
4.その他	

質問17(3) 回答欄

(件)

泣き声通告事案についてお伺いします。

(4) 泣き声通告について、児童の状況の把握をするにあたり次の中から最も適切だと思う機関についてお答えください。

未回答

- 1.市町村
- 2.児童相談所

質問17(4) 回答欄

質問18
未回答

【ケース質問1】警察以外から通告を受けた児童虐待相談事案のうち、警察との情報共有を行った案件の中で、平成30年10月1日以降に最初に対応したケース1件についてお伺いします。
要保護児童対策地域協議会の進行管理会議とは別に、個別で対応したものについて記入してください。

質問18回答欄				
(年)	(月)	(日)	(曜日)	(時ごろ) 24時間表記
1)当該事案の発生した日時・曜日				
2)通告を受けた日時・曜日				
3)警察に情報提供を行った日時・曜日				
4)虐待類型		5)虐待の程度		6)児童の性別
1.身体的虐待		1.生命の危機あり		1.男児
2.性的虐待		2.重度		2.女児
3.ネグレクト		3.中度		7)児童の年齢
4.心理的虐待(心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案除く)		4.軽度		(才)
5.心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案		5.虐待の疑いあり		
8)刑事事件化の状況		9)通告経路		
1.立件されている				
2.立件されていない				
10)情報共有を行った理由				

質問19
未回答

【ケース質問2】警察以外から通告を受けた児童虐待相談事案のうち、警察との情報共有を行わなかった案件の中で、平成30年10月1日以降に最初に対応したケース1件についてお伺いします。
要保護児童対策地域協議会の進行管理会議とは別に、個別で対応したものについて記入してください。

質問19回答欄				
(年)	(月)	(日)	(曜日)	(時ごろ) 24時間表記
1)当該事案の発生した日時・曜日				
2)通告を受けた日時・曜日				
3)虐待類型		4)虐待の程度		5)児童の性別
1.身体的虐待		1.生命の危機あり		1.男児
2.性的虐待		2.重度		2.女児
3.ネグレクト		3.中度		6)児童の年齢
4.心理的虐待(心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案除く)		4.軽度		(才)
5.心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案		5.虐待の疑いあり		
7)刑事事件化の状況		8)通告経路		
1.立件されている				
2.立件されていない				
9)情報提供を行わなかった理由				

質問20 警察から情報提供を受けた児童虐待相談事案への対応について、児童相談所にどの程度情報共有しているかお答えください。
 未回答 1.全て共有している
 2.必要に応じて共有している
 3.共有していない

質問20回答欄

連絡先 今後、アンケートの回答結果について問合せやヒアリング等をお願いする場合がございます。
 つきましては、ご回答いただいた**代表者の方のお名前・ご所属**をお答えください。

未回答

回答者連絡先				
1.貴市区町村部署名 (必須)				
2.連絡先 (必須)	TEL (必須)		Mail	
3.回答者氏名 (必須)	担当者1 (必須)		担当者2	

備考欄

備考欄

(別添)

質問14 (2) (1)において選択肢1を選択された場合は、現在、貴課（児童虐待対応関連課）に配置されている警察官の人数を教えてください。

未回答

質問14(2)回答欄

(人)

質問15 (2) (1)において選択肢1を選択された場合は、現在貴課（児童虐待対応関連課）に配置されている警察OBの人数をお答えください。

未回答

質問15(2)回答欄

(人)

3. 児童相談所向け調査票

【定義】「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）のⅢ「児童相談所と警察の情報共有の強化」において示されている、以下の①から③の児童虐待情報については、本アンケート調査において「3類型の児童虐待情報」と表記する。
 ① 虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等に関する情報
 ② 虐待受理後、子どもと面会ができず、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案に関する情報
 ③ ①の児童虐待に起因した一時保護や施設入所等の措置をしている事案であって、当該措置を排除し、家庭復帰するものに関する情報

質問1 貴機関の所属する都道府県名をお答えください。
未回答

質問1回答欄

質問2 貴機関名をお答えください。（例：〇×児童相談所）
未回答

質問2回答欄

質問3 貴機関が管轄する地域の人口をお答えください。（把握されている最新のデータをご記入ください）
未回答

質問3回答欄

総人口	(人)
うち児童(18歳未満)の人口	(人)

質問4 貴機関の運営開始年について西暦をお答えください。
未回答

質問4回答欄 (年)

質問5 貴機関の管轄内にある警察署の数をお答えください。
未回答

質問5回答欄

質問6 平成30年度及び令和元年度において、貴機関に従事した/する職員数をお答えください。また、児童福祉司、児童福祉司SV、児童心理司の人数についてもお答えください。
未回答

質問6回答欄(平成30年度)

総職員数	(人)
うち児童福祉司	(人)→0人の場合は、0人とご入力ください。
うち児童福祉司SV	(人)→0人の場合は、0人とご入力ください。
うち児童心理司	(人)→0人の場合は、0人とご入力ください。

質問6回答欄(令和元年度)

総職員数	(人)
うち児童福祉司	(人)→0人の場合は、0人とご入力ください。
うち児童福祉司SV	(人)→0人の場合は、0人とご入力ください。
うち児童心理司	(人)→0人の場合は、0人とご入力ください。

質問7 貴機関の平成30年度における虐待通告の総件数についてお答えください。

未回答 また、虐待種別・性別・年代・通告対応のタイミング―一時保護の実施状況それぞれにおける件数内訳についてもお答えください。

質問7回答欄①	
総件数	(件)

未回答

質問7回答欄②			
虐待種別	通告件数	うち警察からの通告件数	うち身柄付通告件数
身体的虐待			
性的虐待			
ネグレクト			
心理的虐待			
子どもの自傷等による被害			
虐待ではないと判断された事案			

未回答

質問7回答欄③			
性別	通告件数	うち警察からの通告件数	うち身柄付通告件数
男児			
女児			

未回答

質問7回答欄④			
年代	通告件数	うち警察からの通告件数	うち身柄付通告件数
乳児			
幼児			
小学生			
中学生			
中高以上			

未回答

質問7回答欄⑤			
通告対応のタイミング	通告件数	うち警察からの通告件数	うち身柄付通告件数
児童相談所の開庁時間内			
上記以外の夜間、休日			

未回答

質問7回答欄⑥			
通告された件数のうちの一時保護の実施状況	通告件数	うち警察からの通告によるもの	うち身柄付通告によるもの
一時保護を実施			
一時保護を実施せず			

質問8 貴機関における、〇〇年度1年間における警察からの身柄付通告以外の通告時の対応について、当てはまるものをお答えください。

未回答

- 1.原則として全ての事案について警察官から口頭で説明を受けている。
- 2.必要な事案について警察官から口頭で説明を受けており、その割合は5割以上である
- 3.必要な事案について警察官から口頭で説明を受けており、その割合は3割以上5割未満である
- 4.必要な事案について警察官から口頭で説明を受けており、その割合は3割未満である
- 5.原則として、一部の情報を除き警察官から口頭で説明は行われていない

質問8回答欄

質問9 警察から児童虐待事案について通告が行われる際、現状、警察からどのような情報提供が行われていますか。また、通告後にどのような情報が提供されていますか。

未回答

※該当するセルに1を入力してください

質問9回答欄	質問9回答欄	
	通告時	通告後
1.児童の状況		
2.保護者の状況		
3.きょうだいの状況		
4.虐待の具体的な内容		
5.過去にあった虐待の内容		
6.通報を受けて警察が行った対応の内容		
7.児童相談所に期待する内容(処遇意見)		
8.情報提供があると有益であるその他の情報(以下に、具体的に記入ください) 例:児童の受診状況・受傷状況・画像データ、警察の指導に対する保護者の反応・結果、保護者の犯罪歴、警察の連絡先など		

質問9その他回答欄

質問10 (1)対応した事案の中で、児童相談所と、警察の判断が異なっていますか。

未回答

- 1.ある
- 2.ない

質問10(1)回答欄

質問10 (2) (1)において選択肢1を選択された場合、具体的にどのような内容がお答えください。

未回答

質問10(2)回答欄	
具体例1	
具体例2	
具体例3	

質問10(3)回答欄

(3)一時保護にかかる事案について、児童相談所と警察で対応方針が異なっていますか。

- 1.ある
- 2.ない

(4)上記(3)において「1.ある」を選択された場合、具体的にどのような内容が教えてください。

質問10(4)理由回答欄

質問11 (1) 貴機関が相談として受理した児童虐待事案のうち、貴機関から警察への情報提供に関して、案件の対象範囲についてお答えください。
未回答 選択肢5を選択された場合は、その理由もお答えください。

1. 案件全てを警察に提供している
2. 「3類型の児童虐待情報」に該当する案件について、警察に提供している
3. 上記選択肢2で示した基準に基づくのではなく、案件のうち一定の基準に合致するものを警察に共有している
4. 3類型の児童虐待情報に該当する案件の一部について提供している
5. 情報提供していない

未回答 (2) 情報共有の方法についてお答えください。(複数回答可)

1. 口頭での共有
2. (1とは別に)電子データを使って共有
3. (1とは別に)紙ベースでの共有
4. (1とは別に)オンラインネットワークを使って共有
5. その他

未回答 (3) 情報提供を実施する際に、対象となる情報項目について、該当するものを全てお答えください。

※該当するセルに1を入力してください

質問11(3) 回答欄	
1. 児童の氏名・性別・年齢・住所	
2. 児童の家族構成	
3. 児童と家族・親族との関連性	
4. 児童と児童相談所等の関係機関との関係性	
5. 児童の所属機関(学校・保育園等)	
6. 児童が受けている虐待の種別と主語	
7. 児童の受けている援助内容・処遇	
8. 児童の様子(発言内容・精神状態・表情等)	
9. 保護者の様子(発言内容・精神状態・表情等)	
10. 児童の情報・成育状況等	
11. 児童を担当する児童相談所の職員	
12. その他	

未回答 (4) 貴機関から警察に対して情報提供を実施するタイミングについてお答えください。

※該当するセルに1を入力してください

質問11(4) 回答欄	
1. 案件を受理した都度共有する	
2. 各案件の情報更新されるタイミングで都度共有する	
3. 各案件情報の更新有無にかかわらず、定期的(月次等)に共有する	
4. 各案件の相談対応が終了したタイミングで共有する	
5. その他	

質問12 (1) 警察以外から通告を受けた児童虐待相談事案で、平成30年10月1日から同年10月末までの間に通告受理後、警察への即日での情報共有を行った(援助要請を除く)事案の件数についてお答えください。

未回答

質問12(1) 回答欄
(件)

未回答 (2) (1)でお答えいただいた情報共有の事案件数のうち、「3類型の児童虐待情報」に該当する件数についてそれぞれお答えください。

- ① 虐待による外傷、ネグレクト又は性的虐待があると考えられるなど、「子どもの虐待対応の手引」第5章の「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」の基準に準拠して、アセスメントシートの①から⑤までのいずれかに該当する事案に関する情報
- ② 通告受理した事案のうち、通告受理後、子どもと面会ができず、48時間以内に児童相談所や関係機関において子どもの状況の把握ができない事案に関する情報
- ③ ①の児童虐待に起因した一時保護又は施設入所・里親委託等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報

質問12(2) 回答欄	
①	(件)
②	(件)
③	(件)

質問13 警察と児童相談所の連携において、現場で活用している指針の有無についてお答えください。

未回答 ※該当するセルに1を入力してください。

なお、右記「1. 国(厚生労働省)の通知・ガイドライン」における「通知」ガイドラインは、それぞれ下記を指します。

通知「児童虐待への対応における警察との連携の強化について」(平成30年7月20日、子家発0720第2号)
ガイドライン「児童相談所運営指針について」(平成30年10月25日、子発1025第1号)

	1. 国(厚生労働省)の通知・ガイドライン	2. 都道府県・指定都市・児童相談所設置市が作成したマニュアル・ガイドライン	3. その他
1. 通告受理時に即日警察への情報共有をすべきかどうかの判断			
2. 家庭訪問時の警察への事前連絡の必要性の判断			
3. 家庭訪問時の警察への援助要請の必要性の判断			
4. 警察への経過報告のタイミングの判断			
5. 警察への経過報告時に共有すべき情報			
6. 立入調査・臨検を実施する際の手順			

質問14 所属する都道府県の警察と自治体との間で児童虐待事案に関する情報共有にかかる協定の締結状況をお答えください。

未回答

- 注)協定には、警察、申し合わせ等の名称も含む。
 1.協定を締結している
 2.協定の締結に向けた検討をしている
 3.協定の締結に向けた検討はしていない

質問14回答欄

質問15 (1) 貴機関が警察から心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案による心理的虐待通告を受けた場合、市区町村へ児童福祉法第26条第1項第3号の送致の状況をお答えください。

未回答

- 1.心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案であれば、市区町村に原則として送致している
 2.心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案の中で、通告時に緊急性・事件性が高くないと判断した事案のみ市区町村に送致している
 3.心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案の通告を受けた場合でも、原則、児童相談所で初期対応を行い必要に応じて送致している
 4.その他

質問15(1)回答欄

(2) (1)で選択肢2を回答した場合は、心理的虐待のうち暴力の目撃等に関する事案の通告時における緊急性・事件性の低さを判断する際の判断基準についてお答えください。
 ※該当するセルに1を入力してください。

未回答

質問15(2)回答欄	
1.被害の重篤度	
2.外傷の有無	
3.被害児童の年齢	
4.加害保護者が虐待の事実を認めているか	
5.虐待の継続性・反復性	
6.被害発生からの経過時間	
7.加害保護者以外に家庭で児童を監視できる者がいるか	
8.他に兄弟・姉妹がいるか	
9.DVの種類 (例:身体的なもの、精神的なもの、性的なものなど)	
10.DV被害の重篤度	
11.その他	

(3) (1)で選択肢1, 2, 3を選択された場合は、心理的虐待のうち暴力の目撃等に関する事案における、平成30年度の市区町村への送致件数をお答えください。

未回答

質問15(3)回答欄

(件)

質問16 (1) 貴機関が平成30年度中に実施した警察への援助要請の事案件数についてお答えください。

未回答

質問16(1)回答欄

(件)

(2) (1)で行った警察への援助要請の内容のうち、下記選択肢5つの中で件数が多いもの上位3つを、下記選択肢5つの中からお選びください。

未回答

- 1.安全確認(児童の状況の把握)
 2.追加情報の提供
 3.個別ケース検討会への参加・出席
 4.安全確保のための巡回
 5.同行訪問
 6.協同面接
 7.その他

質問16(2)回答欄

質問16(2)回答欄	
最も多い	
2番目に多い	
3番目に多い	

質問17 現にどのような事案において援助要請を実施しますが、自由にお答えください。

未回答

質問17回答欄

質問18 警察への援助要請をするにあたり、何らかの理由で援助要請しなかったことがありますか。援助要請を依頼しなかったことがある場合、その理由を自由にお答えください。

未回答

- 1.ある
 2.ない

質問18回答欄

質問18自由回答欄

質問19 児童虐待事案に関連し、警察への援助要請が効果的であった(児童相談所が特定の目的をもって対応し、結果、期待した成果が得られた)事例について、内容とその理由を自由にお答えください。

未回答

質問19回答欄

質問20 (1) 貴機関には、現職警察官が配置されていますか。あてはまるものをお答えください。

- 未回答
1. 配置されている
 2. 過去に配置されていたが、現在は配置されていない
 3. 過去に配置されたことはない

質問20(1)回答欄

(2) 別添に記載

質問20 (3) (1)にて選択肢1を選択された場合は、貴機関に配置されている警察官が担当されている業務について、あてはまるものを全てお答えください。
※該当するセルに1を入力してください

未回答

質問20(3)回答欄	
1.警察との連絡調整業務(情報共有を含む)	
2.児童虐待案件に係る調査業務	
3.保護者・被害児童との面接等の相談対応	
4.受理会議・援助方針会議への対応取組	
5.裁判所との連絡の窓口	
6.非行児童への指導・対応	
7.悪保護児童対策協議会への参加(市町村職員としての参加)	
8.通告受理後の児童の状況の把握	
9.警備	
10.児童の一時的保護への同行	
11.立入調査・臨検への同行	
12.児童相談所内での各種管理業務	
13.一時的保護所の指導員	
14.その他	

質問20(4)回答欄

質問20 (4) (1)にて選択肢1を選択された場合は、貴機関における警察官の配置人数の今後の意向について、あてはまるものをお答えください。

- 未回答
- 1.現状と同水準の配置をしたい
 - 2.配置人数を増員したい
 - 3.配置人数を減員したい

質問21 (1) 貴機関には、警察官OBの職員が配置されていますか。あてはまるものをお答えください。

- 未回答
1. 配置されている
 2. 過去に配置されていたが、現在は配置されていない
 3. 過去に配置されたことはない

質問21(1)回答欄

(2) 別添に記載

質問21 (3) (1)にて選択肢1を選択された場合は、貴機関に配属されている警察OBの職員が貴機関で担当している業務について、あてはまるものをお答えください。

未回答

質問21(3)回答欄	
1.警察との連絡調整業務	
2.児童虐待案件に係る調査業務	
3.保護者・被害児童との面接等の相談対応	
4.受理会議・援助方針会議への対応取組	
5.裁判所との連絡の窓口	
6.非行児童への指導・対応	
7.悪保護児童対策協議会への参加(市町村職員としての参加)	
8.通告受理後の児童の状況の把握	
9.警備	
10.児童の一時的保護への同行	
11.立入調査・臨検への同行	
12.児童相談所内での各種管理業務	
13.一時的保護所の指導員	
14.その他	

質問21(4)回答欄

質問21 (4) 貴機関における、現在の警察OBの配置人数についてのお考えとして、あてはまるものをお答えください。

- 未回答
- 1.現状と同水準の配置をしたい
 - 2.配置人数を増員したい
 - 3.配置人数を減員したい

質問22 貴機関が所屬する都道府県において、児童相談所の職員と警察官とが合同で実施する研修・セミナー・勉強会等の開催頻度として、それぞれあてはまるものをお答えください。

- 未回答
- ※市区町村の児童福祉担当課や母子保健担当課など広く参加を求めものを除く。
1. 年に2回以上
 2. 年に1回
 3. 2年に1回以下
 4. 開催していない

質問22回答欄

1.立入調査・臨検等のロールプレイを行う研修	
2.児童・保護者への面接や協同面接等のロールプレイを行う研修	
3.個別の虐待事例を題材としたケーススタディの共有	

質問23 貴機関が独自に開催する児童相談所の職員と警察官とが合同で実施する研修・セミナー・勉強会等の開催頻度として、それぞれあてはまるものをお答えください。

- 未回答
- ※市区町村の児童福祉担当課や母子保健担当課など広く参加を求めものを除く。
1. 年に2回以上
 2. 年に1回
 3. 2年に1回以下
 4. 開催していない

質問23回答欄

1.立入調査・臨検等のロールプレイを行う研修	
2.児童・保護者への面接や協同面接等のロールプレイを行う研修	
3.個別の虐待事例を題材としたケーススタディの共有	

質問24 警察と児童相談所間との連携を進めるために必要なご提案等について、貴機関のお考えを自由にご記載ください。

未回答

質問24回答欄

--	--

質問25 身柄付通告以外で警察から受けた児童虐待通告について、平成30年10月1日以降最初に対応したケース3件についてお伺いします。
 具体例1 (きょうだいの虐待など、同一家庭で起きた事例は1ケースとしてください)

未回答

質問25.1 解答欄				
(年)	(月)	(日)	(曜日)	(時ごろ) 24時間表記
1)当該事案の発生した日時・曜日				
2)警察から通告を受けた日時・曜日				
3)虐待類型				
1.身体的虐待		4)児童の性別		5)児童の年齢
2.性的虐待		1.男児		
3.ネグレクト		2.女児		
4.心理的虐待(暴力の目撃等による事案を除く)				
5.心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案				
6)刑事事件化の状況				
1.立件されている				
2.立件されていない				
7)警察からの書面通告の具体的な内容についてお伺いします。警察から提供される書面において市区町村との役割分担を判断できる情報が含まれているかについてお答えください			8)実際に警察が行った援助内容についてお答えください。	
1.含まれている			質問25 具体例1.8) 解答欄	
2.含まれていない			1.安全確認(児童の状況の把握)	
			2.追加情報の提供	
			3.個別ケース検討会への参加・出席	
			4.安全確保のための巡回	
			5.同行訪問	
			6.協同面接	
			7.その他(自由記載)	

質問25 具体例1.8) 自由回答欄

具体例2

未回答

質問25.2 解答欄				
(年)	(月)	(日)	(曜日)	(時ごろ) 24時間表記
1)当該事案の発生した日時・曜日				
2)警察から通告を受けた日時・曜日				
3)虐待類型				
1.身体的虐待		4)児童の性別		5)児童の年齢
2.性的虐待		1.男児		
3.ネグレクト		2.女児		
4.心理的虐待(暴力の目撃等による事案を除く)				
5.心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案				
6)刑事事件化の状況				
1.立件されている				
2.立件されていない				
7)警察からの書面通告の具体的な内容についてお伺いします。警察から提供される書面において市区町村との役割分担を判断できる情報が含まれているかについてお答えください			8)実際に警察が行った援助内容についてお答えください。	
1.含まれている			質問25 具体例2.8) 解答欄	
2.含まれていない			1.安全確認(児童の状況の把握)	
			2.追加情報の提供	
			3.個別ケース検討会への参加・出席	
			4.安全確保のための巡回	
			5.同行訪問	
			6.協同面接	
			7.その他(自由記載)	

質問25 具体例2.8) 自由回答欄

具体例3

未回答

質問25.3 解答欄				
(年)	(月)	(日)	(曜日)	(時ごろ) 24時間表記
1)当該事案の発生した日時・曜日				
2)警察から通告を受けた日時・曜日				
3)虐待類型				
1.身体的虐待		4)児童の性別		5)児童の年齢
2.性的虐待		1.男児		
3.ネグレクト		2.女児		
4.心理的虐待(暴力の目撃等による事案を除く)				
5.心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案				
6)刑事事件化の状況				
1.立件されている				
2.立件されていない				
7)警察からの書面通告の具体的な内容についてお伺いします。警察から提供される書面において市区町村との役割分担を判断できる情報が含まれているかについてお答えください			8)実際に警察が行った援助内容についてお答えください。	
1.含まれている			質問25 具体例3.8) 解答欄	
2.含まれていない			1.安全確認(児童の状況の把握)	
			2.追加情報の提供	
			3.個別ケース検討会への参加・出席	
			4.安全確保のための巡回	
			5.同行訪問	
			6.協同面接	
			7.その他(自由記載)	

質問25 具体例3.8) 自由回答欄

質問26 警察から身柄付通告を受けた児童虐待相談事案のうち、平成30年10月1日以降最初に対応したケース3件についてお伺いします。
 具体例1 (きょうだいの虐待など、同一家庭で起きた事例は1ケースとしてください)
 未回答

質問26.1 解答欄				
(年)	(月)	(日)	(曜日)	(時ごろ) 24時間表記
1)当該事案の発生した日時・曜日				
2)警察から通告を受けた日時・曜日				
3)虐待類型				
4)児童の性別		5)児童の年齢		
1.身体的虐待		1.男児		
2.性的虐待		2.女児		
3.ネグレクト				
4.心理的虐待(暴力の目撃等による事案を除く)				
5.心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案				
6)刑事事件化の状況				
1.立件されている				
2.立件されていない				
7)警察からの書面通告の具体的な内容についてお伺いします。警察から提供される書面において市区町村との役割分担を判断できる情報が含まれているかについてお答えください				
1.含まれている				
2.含まれていない				
8)実際に警察が行った援助内容についてお答えください。				
質問26 具体例1 8) 解答欄				
1.安全確認(児童の状況の把握)				
2.追加情報の提供				
3.個別ケース検討会への参加・出席				
4.安全確保のための巡回				
5.同行訪問				
6.協同面接				
7.その他(自由記載)				
質問26 具体例1 8) 自由回答欄				

具体例2
未回答

質問26.2 解答欄				
(年)	(月)	(日)	(曜日)	(時ごろ) 24時間表記
1)当該事案の発生した日時・曜日				
2)警察から通告を受けた日時・曜日				
3)虐待類型				
4)児童の性別		5)児童の年齢		
1.身体的虐待		1.男児		
2.性的虐待		2.女児		
3.ネグレクト				
4.心理的虐待(暴力の目撃等による事案を除く)				
5.心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案				
6)刑事事件化の状況				
1.立件されている				
2.立件されていない				
7)警察からの書面通告の具体的な内容についてお伺いします。警察から提供される書面において市区町村との役割分担を判断できる情報が含まれているかについてお答えください				
1.含まれている				
2.含まれていない				
8)実際に警察が行った援助内容についてお答えください。				
質問26 具体例2 8) 解答欄				
1.安全確認(児童の状況の把握)				
2.追加情報の提供				
3.個別ケース検討会への参加・出席				
4.安全確保のための巡回				
5.同行訪問				
6.協同面接				
7.その他(自由記載)				
質問26 具体例2 8) 自由回答欄				

具体例3
未回答

質問26.3 解答欄				
(年)	(月)	(日)	(曜日)	(時ごろ) 24時間表記
1)当該事案の発生した日時・曜日				
2)警察から連絡を受けた日時・曜日				
3)虐待類型				
4)児童の性別		5)児童の年齢		
1.身体的虐待		1.男児		
2.性的虐待		2.女児		
3.ネグレクト				
4.心理的虐待(暴力の目撃等による事案を除く)				
5.心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案				
6)刑事事件化の状況				
1.立件されている				
2.立件されていない				
7)警察からの書面通告の具体的な内容についてお伺いします。警察から提供される書面において市区町村との役割分担を判断できる情報が含まれているかについてお答えください				
1.含まれている				
2.含まれていない				
8)実際に警察が行った援助内容についてお答えください。				
質問26 具体例3 8) 解答欄				
1.安全確認(児童の状況の把握)				
2.追加情報の提供				
3.個別ケース検討会への参加・出席				
4.安全確保のための巡回				
5.同行訪問				
6.協同面接				
7.その他(自由記載)				
質問26 8) 自由回答欄				

質問27 警察以外から通告を受けた児童虐待相談事案のうち、警察と連携を行った案件の中で、平成30年10月1日以降最初に対応したケース3件についてお伺いします。
 具体例1 (きょうだいの虐待など、同一家庭で起きた事例は1ケースとしてください)

未回答

質問27.1 解答欄				
(年)	(月)	(日)	(曜日)	(時ごろ)24時間表記
1)当該事案の発生した日時・曜日				
2)警察から通告を受けた日時・曜日				
3)虐待類型		4)児童の性別	5)児童の年齢	
1.身体的虐待 2.性的虐待 3.ネグレクト 4.心理的虐待(暴力の目撃等による事案を除く) 5.心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案		1.男児 2.女児	(才)	
6)刑事事件化の状況				
1.立件されている 2.立件されていない				
7)警察に対し連携を求めた理由についてお答えください (複数回答可)		質問25 具体例1 7) 解答欄	8)実際に警察が行った援助内容についてお答えください。	
1.立入調査等に伴う援助要請 2.児童に関する情報照会 3.児童の生命に危険が生じていたため 4.定期的家庭訪問(同行訪問) 4.その他			質問27 具体例1 8) 解答欄	
			1.安全確保(児童の状況の把握) 2.追加情報の提供 3.個別ケース検討会への参加・出席 4.安全確保のための巡回 5.同行訪問 6.協同面接 7.その他(自由記載)	
質問27 具体例1 8) 自由回答欄				

具体例2
未回答

質問27.2 解答欄				
(年)	(月)	(日)	(曜日)	(時ごろ)24時間表記
1)当該事案の発生した日時・曜日				
2)警察から通告を受けた日時・曜日				
3)虐待類型		4)児童の性別	5)児童の年齢	
1.身体的虐待 2.性的虐待 3.ネグレクト 4.心理的虐待(暴力の目撃等による事案を除く) 5.心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案		1.男児 2.女児	(才)	
6)刑事事件化の状況				
1.立件されている 2.立件されていない				
7)警察に対し連携を求めた理由についてお答えください (複数回答可)		質問25 具体例2 7) 解答欄	8)実際に警察が行った援助内容についてお答えください。	
1.立入調査等に伴う援助要請 2.児童に関する情報照会 3.児童の生命に危険が生じていたため 4.定期的家庭訪問(同行訪問) 4.その他			質問27 具体例2 8) 解答欄	
			1.安全確保(児童の状況の把握) 2.追加情報の提供 3.個別ケース検討会への参加・出席 4.安全確保のための巡回 5.同行訪問 6.協同面接 7.その他(自由記載)	
質問27 具体例2 8) 自由回答欄				

具体例3
未回答

質問27.3 解答欄				
(年)	(月)	(日)	(曜日)	(時ごろ)24時間表記
1)当該事案の発生した日時・曜日				
2)警察から連絡を受けた日時・曜日				
3)虐待類型		4)児童の性別	5)児童の年齢	
1.身体的虐待 2.性的虐待 3.ネグレクト 4.心理的虐待(暴力の目撃等による事案を除く) 5.心理的虐待のうち暴力の目撃等による事案		1.男児 2.女児	(才)	
6)刑事事件化の状況				
1.立件されている 2.立件されていない				
7)警察に対し連携を求めた理由についてお答えください (複数回答可)		質問25 具体例2 7) 解答欄	8)実際に警察が行った援助内容についてお答えください。	
1.立入調査等に伴う援助要請 2.児童に関する情報照会 3.児童の生命に危険が生じていたため 4.定期的家庭訪問(同行訪問) 4.その他			質問27 具体例3 8) 解答欄	
			1.安全確保(児童の状況の把握) 2.追加情報の提供 3.個別ケース検討会への参加・出席 4.安全確保のための巡回 5.同行訪問 6.協同面接 7.その他(自由記載)	
質問27 具体例3 8) 自由回答欄				

質問28 警察から通告を受けた案件について、児童相談所において決定した援助方針の決定内容をどのように警察に伝えていますか。

未回答

- 1.全て書面により通知している
- 2.全て電話等の口頭で通知している
- 3.案件によっては通知していない
- 4.原則として通知していない

質問28回答欄

質問29 別添に記載

質問30 別添に記載

質問31 別添に記載

質問32 休日・夜間において警察からの要請を受けた内容について、児童相談所が現に対応できる業務についてお答えください。

未回答

- 1.常時対応が可能
- 2.状況により対応が可能
- 3.対応できない

質問32回答欄	
1.児童相談所における過去の取扱い状況の照会への対応	
2.身柄付通告への対応	
3.現場同行要請への対応	
4.一時保護要請への対応	
5.立入調査要請への対応	
6.跡捜索要請への対応	
7.上記1～6について何れも対応できない	

質問33 実際に警察に援助要請したケースについて、ケースの概要及び援助要請をした理由について自由にお答えください。

未回答

質問33回答欄

質問34 警察から通告を受けた児童虐待相談事案への対応について、市町村にどの程度情報を提供していますか。

未回答

- 1.全て共有している
- 2.必要に応じて共有している
- 3.ほとんど共有していない

質問34回答欄

(別添)

質問20 (2) (1)において選択肢1を選択された場合は、現在、貴児童相談所に配置されている警察官の人数を教えてください。
未回答

質問14(2)回答欄
|人

質問21 (2) (1)において選択肢1を選択された場合は、現在、貴児童相談所に配置されている警察OBの人数をお教えてください。
未回答

質問15(2)回答欄
|人

質問29 警察から身柄付通告の協議を受けた場合どのように対応していますか？
未回答
1.基本的に全て通告に応じている
2.全てには応じていない
3.その他

質問29回答欄

質問30 上記問で選択肢2、3を回答した場合、警察からの身柄付通告に対応しない理由は何ですか。
未回答
1.緊急性など身柄付通告とする必要性に関する判断が警察と異なるため
2.夜間や休日などで受入れ体制がないため
3.その他

質問30回答欄

質問31 警察から身柄付通告の協議を受けたが応じなかった結果、後刻、警察から書面通告がなされた案件についてどのように対応していますか。
未回答
1.基本的に一時保護している
2.身柄付通告の協議を受けた経緯とは関係なく、措置内容を決定
3.その他

質問31回答欄

4. 警察本部向け調査票

質問1 貴都道府県警察が平成30年の1年間で児童虐待の疑いとして児童相談所へ通告した人数について、それぞれ数字でお答えください。
 ※平成30年:2018年1月1日から2018年12月31日までの期間

質問1回答欄	
総数	(人)
うち身体的虐待	(人)
うち性的虐待	(人)
うちネグレクト	(人)
うち心理的虐待	(人)
うち暴力の目撃等による事案	(人)

質問2 平成30年における児童虐待事案の検挙件数についてお答えください。
 ※平成30年:2018年1月1日から2018年12月31日までの期間

質問2回答欄	
検挙件数	(件)

質問3 児童相談所からの3類型の児童虐待情報の提供状況についてお答えください。
 1.概ね提供を受けている
 2.提供を受けているが、十分ではない
 3.わからない

質問3回答欄	

質問4 児童相談所から提供される3類型の児童虐待情報に係る現状の問題点についてお答えください。(複数回答可)
 ※該当するセルに1を入力してください。

質問4回答欄	
1.問題はない	
2.同程度の危険度の情報が、児童相談所の判断によって提供される場合とされない場合がある	
3.提供される情報が不正確である	
4.情報量が少ない	
5.情報提供のタイミングが遅い	
6.提供された情報に関する追加質疑への回答が充分でない	
7.その他	

↑ その他の内容についてご記載ください

質問5 児童相談所から、3類型の児童虐待情報以外の情報の提供を受けることについてお考えをお答えください。
 1.積極的に情報を提供してほしい
 2.児童相談所の判断に委ねる
 3.情報の内容による
 4.不要である
 5.わからない

質問5回答欄	

質問6 質問5において選択肢3を選択された場合は、情報提供の必要はないと考えた理由についてお答えください。(複数回答可)

※該当するセルに1を入力してください。

質問6回答欄	
1.必ず提供されるべき3類型の児童虐待情報自体の提供が不十分であるため	
2.警察による対応が必要ない情報(不必要な個人情報など)は提供を受けても仕方がないため	
3.提供される情報量が少ないため	
4.児童相談所の情報提供のタイミングが悪いため	
5.警察が収集している情報でも十分対応可能であるため	
6.提供された情報に関する追加質疑への回答を期待できないため	
7.その他	

↑その他の内容についてご記載ください

質問7 貴都道府県警察が運用している児童虐待通告に関する判断基準についてお伺いします。警察が児童虐待の疑いを認知した後、児童相談所へ児童虐待通告を実施する際の基準の整備・運用状況についてお答えください。

- 1.都道府県警察内で整備した基準を全警察署で運用
- 2.都道府県警察が示した基準案をベースに、各警察署が独自に整備した基準を運用
- 3.都道府県警察では基準を示していないため、各警察署が独自の基準を運用
- 4.事案ごとに組織的に判断している
- 5.各警察署がどのような判断基準を運用しているか把握していない
- 6.その他(自由記載)

質問7回答欄

質問7 その他自由記載欄

質問8 貴都道府県警察が児童虐待の疑いのある情報を認知した場合(児童相談所からの情報提供による場合を除く)において、初期対応(現場臨場して被害の有無や状況を確認すること)はどの部門が行うかをお答えください。(複数回答可)

質問8回答欄	
1.泣き声通告など情報の内容によっては、警察署地域部門の警察官が対応する	
2.情報の内容によらず、必ず生活安全課員が対応する	
3.情報の内容によっては、生活安全課員に加え刑事課員が対応する	
4.情報の内容によらず、必ず生活安全課員及び刑事課員双方で対応する	
5.事案の内容による	
6.その他(自由記載)	

質問8 その他自由記載欄

質問9 質問8に関連し、(1)通告の可否、(2)身柄付通告をする場合の判断をするにあたって、重視する点についてお答えください。(複数回答可)
併せて、(3)上記(1)(2)において特に重視する内容についてお答えください。
※該当するセルに1を入力してください。

	質問9回答欄	
	(1)通告の可否の判断	(2)身柄付通告の判断
1.虐待の種類		
2.被害の重篤度		
3.被害児童の年齢		
4.加害保護者が虐待の事実を認めているか		
5.虐待の継続性		
6.加害保護者以外に家庭で児童を監護できる者がいるか		
7.DV事案の有無		
8.他に兄弟姉妹がいるか		
9.児童相談所における過去の取扱いの有無		
10.児童相談所との協議		
11.その他		

(3) 上記(1) 通告の可否の判断に際し、特に重視する内容(自由回答)

(3) 上記(2) 身柄付通告の判断に際し、特に重視する内容(自由回答)

質問10 身柄付通告を行うことについて、児童相談所と協議したが、児童相談所に断られ身柄付通告に至らなかったことがあるかお答えください。
1.ある
2.ない

質問10回答欄

質問11 児童相談所が、身柄付通告を受理しつつも一時保護を行わなかったことがあるかお答え下さい。
1.ある
2.ない

質問11回答欄

質問12 質問10で選択肢1と回答された場合、児童相談所が示した理由についてお答えください。(複数回答可)
※該当するセルに1を入力してください。
1.通告内容に緊急性が認められないと判断されたため
2.休日・夜間帯であり体制が確保できないため
3.一時保護所の収容人数が飽和状態であるため
4.その他

質問12回答欄	
1.通告内容に緊急性が認められないと判断されたため	
2.休日・夜間帯であり体制が確保できないため	
3.一時保護所の収容人数が飽和状態であるため	
4.その他	

↑その他の内容についてご記載ください

質問13 児童相談所への児童通告の判断権者は誰かお答えください。
1.警察本部主管課長以上が判断している
2.警察署長が判断している
3.対応した警察官が判断している

質問13回答欄

質問14 貴都道府県警察が児童相談所に身柄付通告でない通告(書面通告)を行う場合の、児童相談所への口頭による補足説明の実施状況についてお答えください。

- 1.全ての事案の補足説明を行っている
- 2.必要に応じ、事案についての補足説明を行っている
- 3.事案についての補足説明は行っていない

質問14回答欄

質問15 児童通告書の記載内容について以下の項目ごとにお答え下さい。

回答は以下の選択肢1～4よりお選びください。

- 1.必ず記載する
- 2.原則、記載するが、把握できない場合はその限りではない
- 3.各警察署・現場の判断に委ねている
- 4.記載していない(申し送り事項等にコメントとして記載される場合を除く)

質問15回答欄	
1.児童の氏名・性別・年齢・住所	
2.児童の家族構成	
3.虐待類型	
4.児童の外傷及びその程度	
5.児童の様子(発言内容・精神状態・表情等)	
6.保護者の様子(発言内容・精神状態・表情等)	
7.児童相談所への通告を要すると認めた理由	
8.児童相談所への処遇意見	
その他(選択肢1～8以外)記載事項 回答欄(任意)	

→ その他(選択肢1～8以外)記載事項があればご記入ください→

質問16 児童相談所に通告を行った事案で、児童相談所から照会があった場合の担当窓口についてお答えください。

- 1.警察署・警察本部の児童虐待担当課の担当者が照会に応じる
- 2.当該事例の対応に当たった警察官が直接、照会に応じる
- 3.各警察署・現場の判断に委ねている
- 4.把握していない
- 5.事案の内容による
- 6.その他

質問16回答欄

質問17 児童相談所が対応している児童虐待事案について、児童相談所に警察の捜査過程で得た情報を提供しているかどうかをお答えください。

- 1.警察から積極的に提供している
- 2.児童相談所から求められた場合のみ提供している
- 3.事案の内容による
- 4.全く提供していない

質問17回答欄

質問18 令和元年7月1日時点における現職警察官の児童相談所への配置状況についてお答えください。

- 1.配置している
- 2.以前は配置していたが、現在は配置していない
- 3.これまで配置したことはない

質問18回答欄

質問19 財政措置、職員の定員問題が調整されたと仮定し、今後、都道府県知事部局から、現職警察官の児童相談所への配置人員の増員を求められた場合の協力姿勢についてお答えください。

- 1.できる限り要請に応じたい
- 2.要請に応じたくない
- 3.わからない

質問19回答欄

その理由をお答えください

質問19自由回答欄

質問20 現職警察官を児童相談所へ配置する際に障壁となる事由をお答えください。「その他」を選択された場合は具体的な内容を記載してください。(複数回答可)

※該当するセルに1を入力してください。

質問20回答欄	
1.人員不足	
2.児童相談所での業務内容等に関する児童相談所との認識の不一致	
3.その他	

その理由をお答えください

質問20その他自由回答欄

質問21 下記の警察官を対象とした児童虐待事案への対応力強化を目的とした研修について、研修の参加状況をお答えください。
 ※平成30年の実績をお答えください。
 該当するセルに1を入力してください。

(1) 警察本部所属の関係部署の警察官

	質問21(1) 回答欄					
	1.参加実績はない	2.児童相談所が主催する研修に参加	3.都道府県・政令市等が主催する警察官と児童相談所職員の研修に参加	4.一般市町村が主催する研修に参加	5.警察が主催する研修に参加	6.研修への参加状況は把握していない
1.立ち入り調査・臨検のロールプレイ研修						
2.児童・保護者への面接や協同面接等のロールプレイを行う研修						
3.臨場時に児童虐待の疑いが認められた場合の対応に関する研修						
4.臨場時の行動マニュアルを用いた産学研修						
5.本部から問題点について話をする						
6. その他						

(2) 警察署の児童虐待担当部門の職員

	質問21(2) 回答欄					
	1.参加実績はない	2.児童相談所が主催する研修に参加	3.都道府県・政令市等が主催する警察官と児童相談所職員の研修に参加	4.一般市町村が主催する研修に参加	5.警察が主催する研修に参加	6.研修への参加状況は把握していない
1.立ち入り調査・臨検のロールプレイ研修						
2.児童・保護者への面接や協同面接等のロールプレイを行う研修						
3.臨場時に児童虐待の疑いが認められた場合の対応に関する研修						
4.臨場時の行動マニュアルを用いた産学研修						
5.本部から問題点について話をする						
6. その他						

(3) 警察署の地域部門の職員

	質問21(3) 回答欄					
	1.参加実績はない	2.児童相談所が主催する研修に参加	3.都道府県・政令市等が主催する警察官と児童相談所職員の研修に参加	4.一般市町村が主催する研修に参加	5.警察が主催する研修に参加	6.研修への参加状況は把握していない
1.立ち入り調査・臨検のロールプレイ研修						
2.児童・保護者への面接や協同面接等のロールプレイを行う研修						
3.臨場時に児童虐待の疑いが認められた場合の対応に関する研修						
4.臨場時の行動マニュアルを用いた産学研修						
5.本部から問題点について話をする						
6. その他						

質問22 3類型の児童虐待情報以外の情報に関わる貴都道府県警察と都道府県知事部局との間の情報共有に関する協定についてお答えください。

注)協定には、覚書、申し合わせ等の名称も含む

- 1.協定を締結している
- 2.協定の締結に向けた検討をしている
- 3.協定の締結に向けた検討はしていない

質問22回答欄

質問23 質問21で選択肢1を選択された場合にお答えください。

貴都道府県警察と都道府県知事部局の間で締結した3類型の児童虐待情報以外の情報に係る協定に基づき、警察が児童相談所から3類型の児童虐待情報以外の情報の提供を受けた場合、どのような対応を行うのかお答えください。(複数回答可)
該当するセルに1を入力してください。

質問23回答欄	
1.必要に応じて児童の状況の把握や児童相談所への助言等を行う	
2.必要に応じて児童相談所への助言等を行うが、児童の状況の把握はしない	
3.必要に応じて児童の状況の把握は行いが児童相談所への助言等は行わない	
4.何もしない	
5.その他	

質問24 質問22にてその他を選択された場合は、その具体的な内容についてお答えください。

質問24自由回答欄

連絡先

今後、アンケートの回答結果について問合せやヒアリング等をお願いする場合がございます。つきましては、ご回答いただいた代表者の方のお名前・ご所属をお答えください。

回答者連絡先			
1.所属部署 (必須)			
2.連絡先 (必須)	TEL (必須)		Mail
3.担当者氏名 (必須)	担当者1 (必須)		担当者2

備考欄

**児童虐待事案への対応における警察と児童相談所・市町村の
連携等に関する調査研究**

報告書

令和2(2020)年3月

株式会社 **野村総合研究所**

〒100-0005 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
TEL : 03-5533-2111(代表)
[ユニットコード: 7308566]